

子育てするなら鹿嶋市で



第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画



令和2年3月
茨城県 鹿嶋市

はじめに



近年、歯止めのかからない少子高齢化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、多様化する教育・保育ニーズなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、地域や社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支援することが求められています。

そのような中、本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、平成27年度からの5年を第1期とする「鹿嶋市子ども子育て支援計画」を策定し、「地域の宝」である子どもと子育て家庭への支援に

取り組んでまいりました。

このたび、第1期計画の期間満了に伴い、社会情勢や本市の子どもを取り巻く現状を踏まえた上で、これまでの取り組みの総括的な評価を行うとともに、抜本的な見直しを図り第2期となる計画を策定いたしました。

本計画では、「子育てするなら鹿嶋市で！」をキャッチフレーズに掲げ、各段階に応じた4つの新たな基本目標を定めております。

今後も「安心して出産ができ、楽しく子育てをし、子どもが心身ともに健やかに成長することができるまち」の実現に向けて、全ての子どもと子育て家庭への支援の充実を推進してまいります。

なお、本計画の実施には、行政はもとより、教育・保育事業者や子育て支援団体、地域の方々との連携が必要不可欠となりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、地域の宝である子どもたちのために、多大なご協力をいただきました鹿嶋市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントなどにおいて、貴重なご意見・ご助言をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

鹿嶋市長 錦織 孝一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 子どもと子育てをめぐる鹿嶋市の現状等	3
1 人口と世帯の状況	3
2 婚姻・出産等の状況	7
3 就業の状況	11
4 教育・保育の状況	13
5 アンケート調査結果	17
第3章 第1期計画の振り返り	24
1 「少子化対策」分野における主な取り組みの総括	24
2 「子育て支援の充実」分野における主な取り組みの総括	26
3 「教育・保育の充実」分野における主な取り組みの総括	28
第4章 計画の基本方針	30
第5章 施策の展開	32
1 結婚から子育てに至るまでのサポートの充実	32
施策1 多子世帯等への支援	32
施策2 次代の親づくりに向けた取り組み	33
施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	34
2 子ども・子育て支援の総合的な推進	35
施策1 幼児期における教育・保育の充実	35
施策2 子育て家庭への支援の充実	36
施策3 子どもの多様な居場所づくり	37
施策4 子どもと子育て家庭の安心・安全な環境づくり	39

<u>3</u>	<u>どの子ども輝くきめ細かな事業の充実</u>	40
	<u>施策1</u> 発達支援と障がい児施策の充実	40
	<u>施策2</u> ひとり親家庭等の自立支援	41
	<u>施策3</u> 子どもの虐待・貧困対策と社会的養育の推進	42
<u>4</u>	<u>すべての母子の健やかな育成の推進</u>	43
	<u>施策1</u> 母親の妊娠・出産・産後の支援	43
	<u>施策2</u> 乳幼児の健康づくり支援	44
	<u>施策3</u> 思春期保健対策の充実	45
	<u>施策4</u> 食育の推進	46
<u>第6章</u>	<u>【重点事業】子ども・子育て支援事業計画</u>	47
	～ 子ども・子育て支援事業計画の概要 ～	47
	<u>1</u> 教育・保育提供区域の設定	48
	<u>2</u> 子どもの数の見込み	49
	<u>3</u> 教育・保育の量の見込みと確保方策	50
	<u>4</u> 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	56
	<u>5</u> 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって	72
<u>第7章</u>	<u>計画の推進</u>	73
	<u>1</u> 計画の推進体制	73
	<u>2</u> 計画の進捗管理体制	75
<u>資料編</u>		77
	<u>1</u> 計画の策定経過	79
	<u>2</u> 鹿嶋市子ども子育て会議設置条例	80
	<u>3</u> 鹿嶋市子ども・子育て会議委員名簿	82
	<u>4</u> 用語解説	83
	<u>5</u> 鹿嶋市の教育・保育資源マップ	86

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

そのため、急速な少子化の進行と家庭や地域の環境変化を踏まえ、国では、子どもと子育て家庭への支援を通じて、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度を平成27年度からスタートさせました。

さらに、令和元年度の子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に幼児教育・保育の無償化が実施されました。

しかしながら、核家族や共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、保護者の子育てに対する責任感や孤立感の増大による児童虐待や、保育ニーズの拡大に伴う保育所入所の待機児童問題等が発生しています。

また、未婚化や晩婚化が進行し、現状のまま推移すると、長期的に人口が減少することが予測されており、対応すべき課題は残されています。

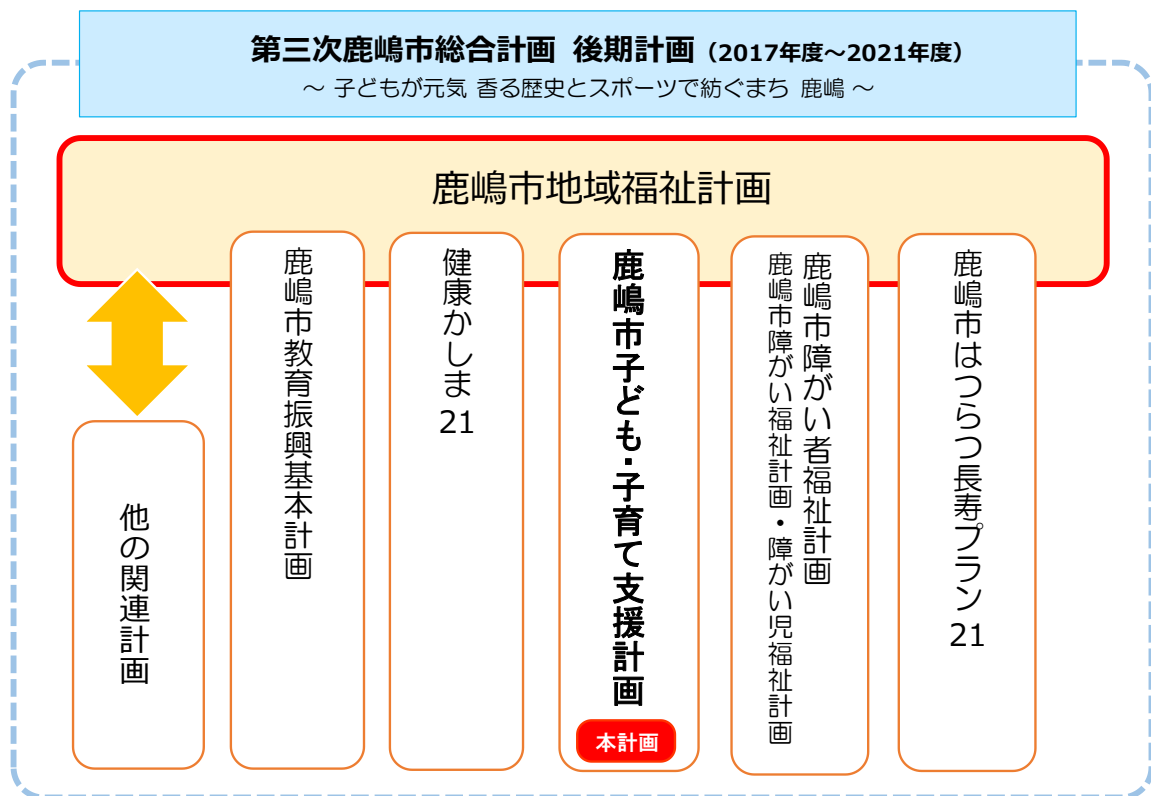
このような中、本市において、平成27年度から実施された子ども・子育て支援制度に基づき、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い幼児期の教育や保育の量的拡大、子育て支援事業を計画的に実施するため、5年を第1期とする「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に努めてきました。

この度、第1期計画期間が満了することを受け、社会環境の変化に着目しながら、施策や事業の評価結果や多様なニーズに伴う課題等を踏まえ、第2期計画を策定する運びとなりました。本計画のもと、引き続き、すべての子どもや子育て家庭を対象として、良質な子育て支援の提供や地域コミュニティの中での関心・理解を深め、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。また、「次世代育成支援行動計画」や「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策についての計画」の内容も含めた計画です。

本市の全体的な計画である「第三次鹿嶋市総合計画」をはじめ、地域福祉計画や障がい者福祉計画、健康かしま21、はつらつ長寿プラン21、教育振興基本計画等、他の計画との調和を図るとともに、関連の深い施策・事業も本計画に位置付けています。



3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画（平成27年度～平成31年度）									
					第2期計画（令和2年度～令和6年度）				

第2章 子どもと子育てをめぐる鹿嶋市の現状等

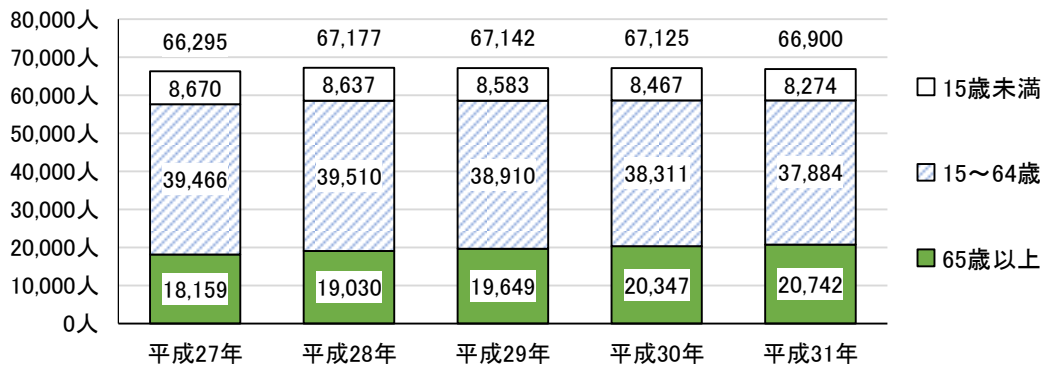
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

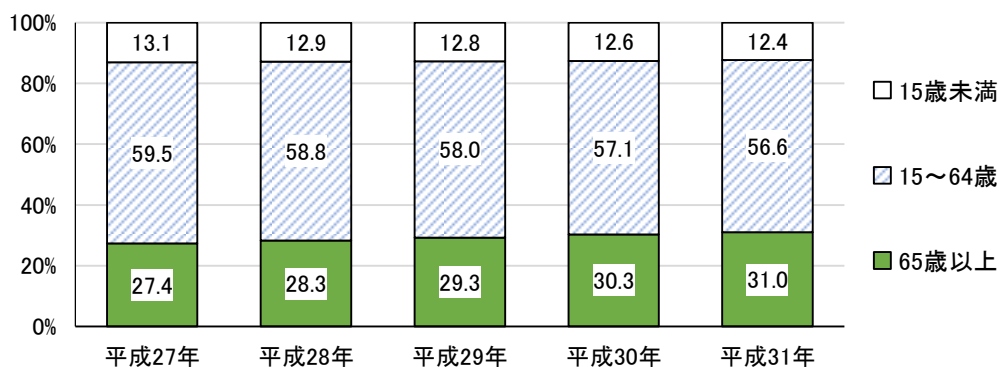
本市の人口は、平成31年4月1日現在、66,900人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、平成29年から人口減少に転じています。

年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合がいずれも減少しており、少子高齢化が進展しています。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



■ 年齢3区分人口構成比の推移

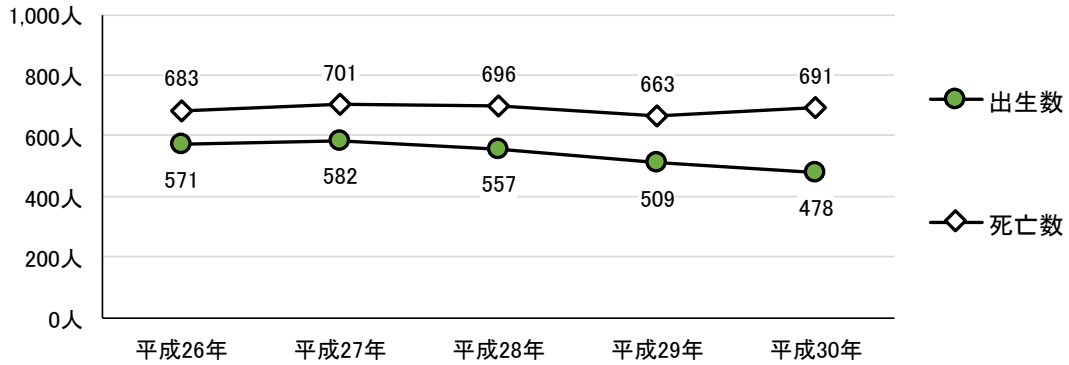


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在，年齢不詳は除く。）

(2) 自然動態

本市の出生数と死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いています。

■出生数と死亡数の推移

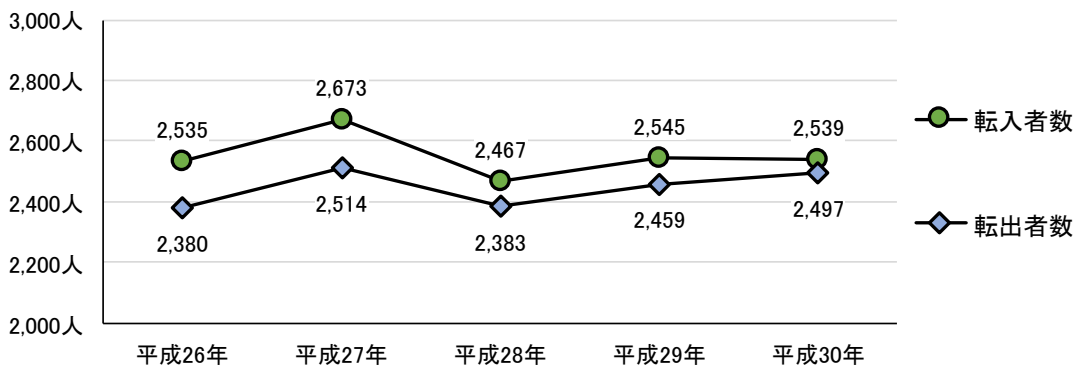


資料:茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本市の転入者数と転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回る社会増の状況が続いています。

■転入者数と転出者数の推移

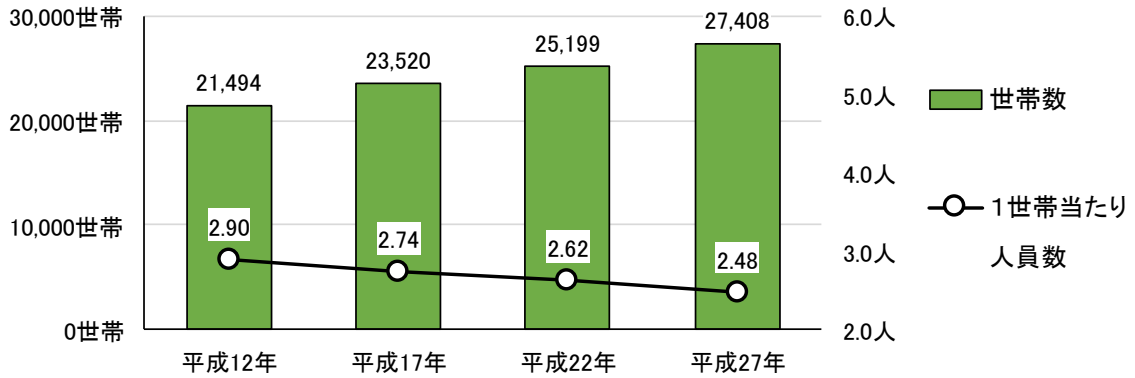


資料:茨城県常住人口調査

(4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、平成27年には27,408世帯となっています。一方、1世帯当たり人員数は年々減少しており、核家族化が進展している状況です。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移



資料: 国勢調査

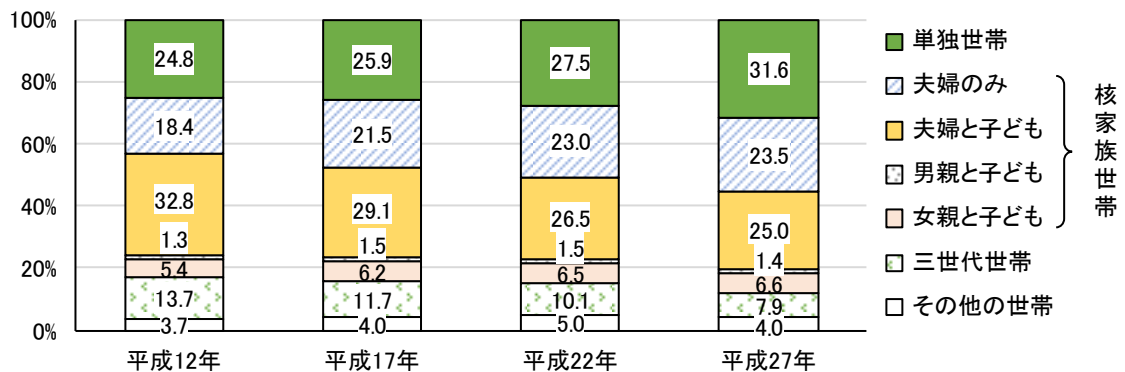
(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しており、単独世帯は15年間で6.8ポイント上昇しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

ひとり親の世帯（男親と子どもの世帯・女親と子どもの世帯）の割合は、平成27年では全体の8.0%を占めています。

■世帯類型による世帯数の推移

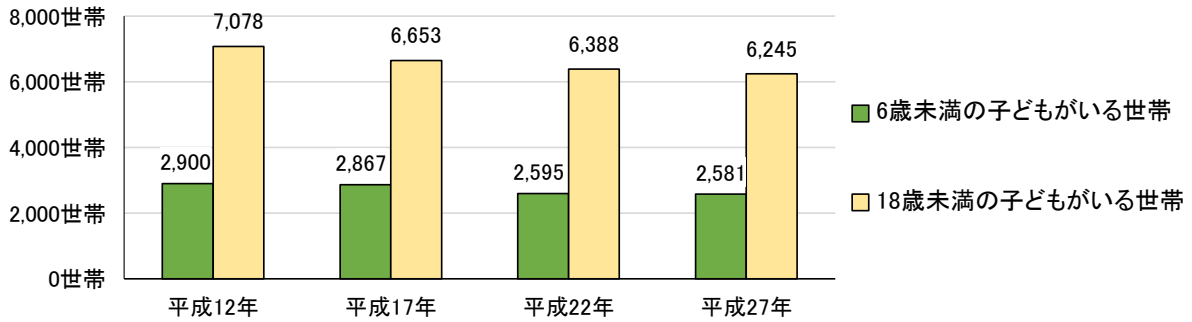


資料: 国勢調査

(6) 子どもがいる世帯

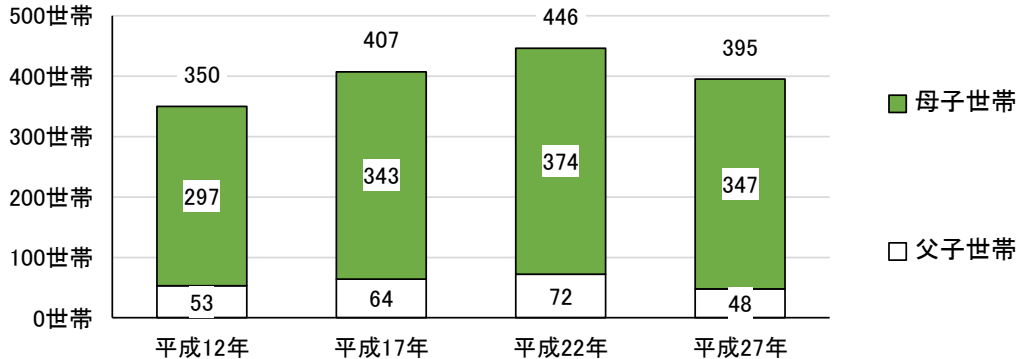
6歳未満と18歳未満の子どもがいる世帯数はいずれも減少傾向にあります。

■子どものいる世帯数の推移



また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯は増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけて減少しました。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

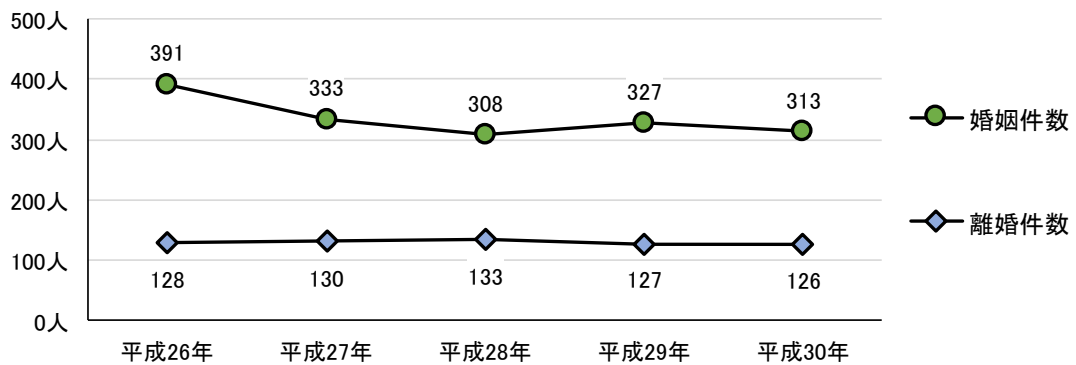
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、平成26年以降、減少傾向にあったものの、一時、増加に転じ、平成30年では313件と横ばい傾向にあります。

また、離婚件数は増加、減少を繰り返し、平成30年では126件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



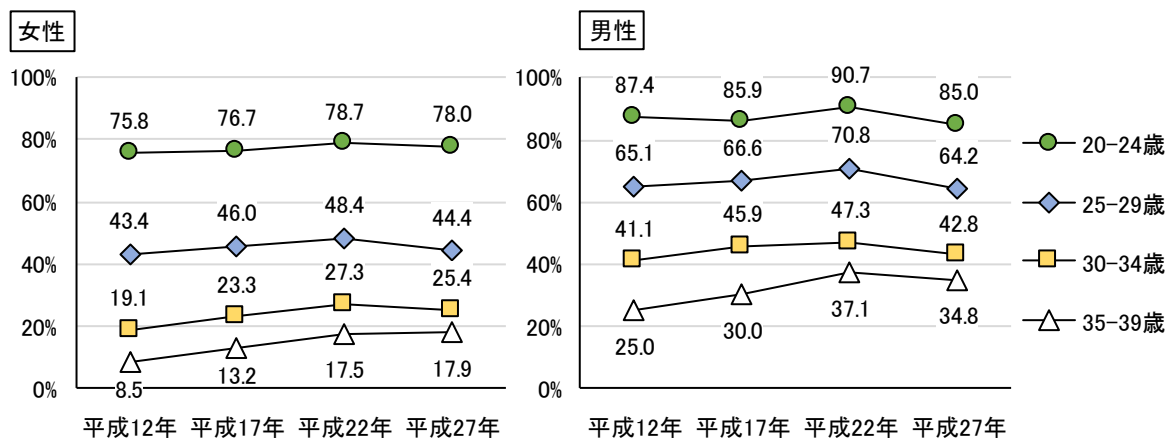
資料：茨城県人口動態統計

(2) 未婚率

本市の未婚率は、男性、女性ともに年代が低いほど高くなっており、平成22年まで、年々未婚率は増加していましたが、平成27年には、女性の30歳代後半を除いた各年代ともに低下しています。

また、30歳代後半の未婚率の増加幅が大きく、15年間で女性が9.4ポイント、男性が9.8ポイント増加しています。

■未婚率の推移



未婚率は、当該年における年代ごとの「未婚者数/人口」に100をかけたもの。

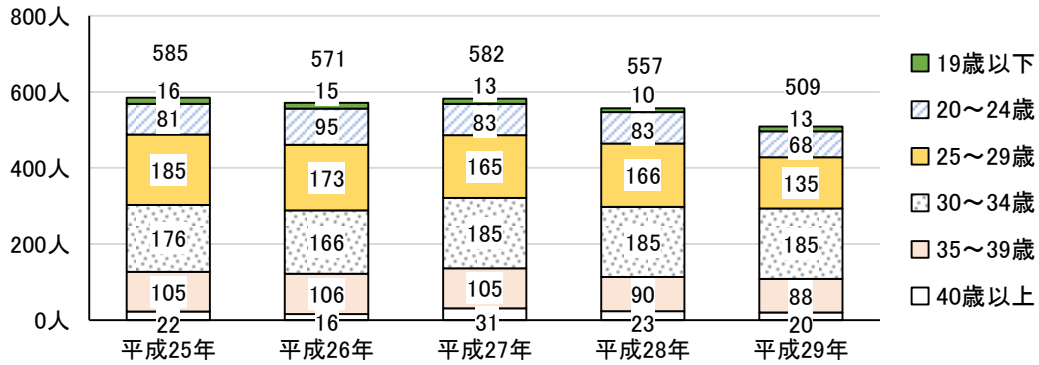
資料：国勢調査

(3) 出生数

本市の出生数は、平成27年以降、減少傾向が続いており、平成29年には509人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、20歳代の出生数が減少し、30歳代の出生数の占める割合が年々高くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移



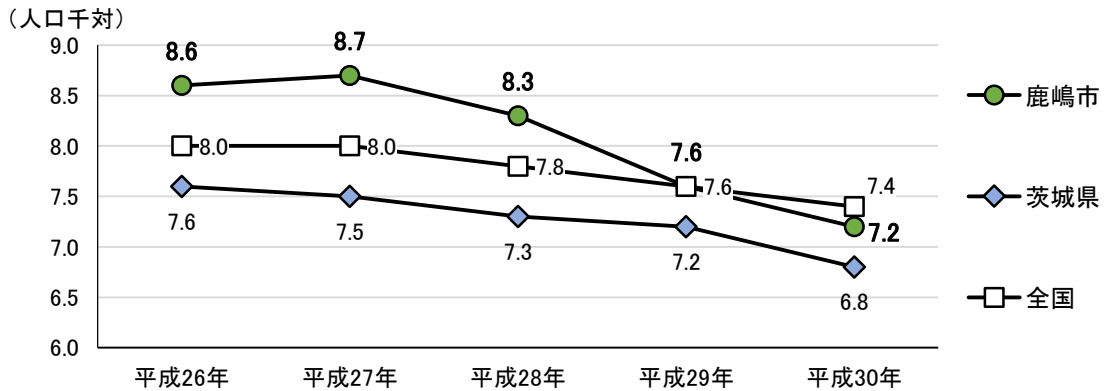
資料：茨城県保健福祉統計年報

(4) 出生率

① 出生率の推移

本市の出生率は、平成26年以降、全国・茨城県の数値と比較すると高い水準を保持しており、平成30年では7.2と全国の数値を下回ったものの、茨城県の数値は上回っています。

■ 出生率の推移



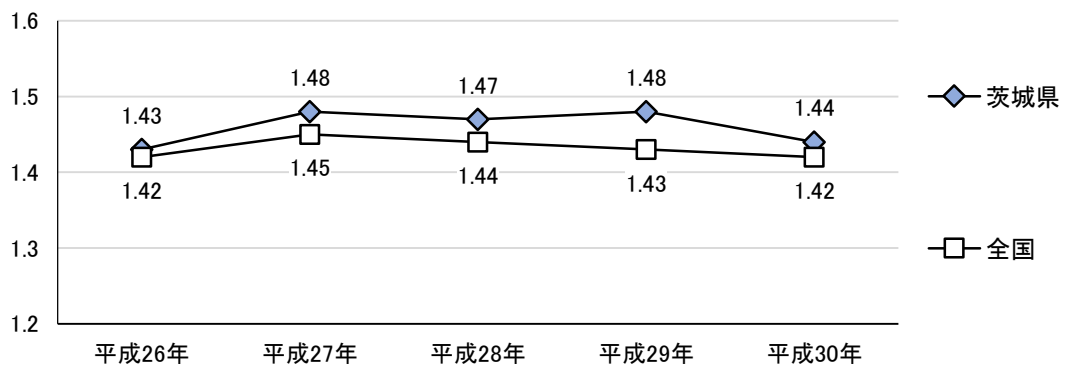
資料：茨城県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）。

② 合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、平成26年以降のいずれの年も、茨城県の数値が、全国の数値を上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

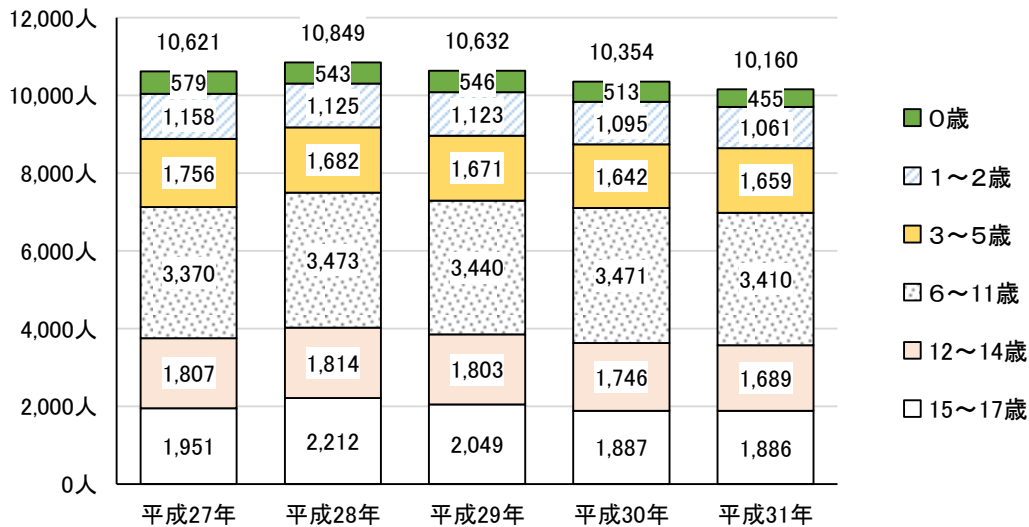
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(5) 子どもの数

本市の18歳未満の子どもの数は、平成31年4月1日現在で10,160人となっています。近年の推移をみると、総人口と同様、子どもの数も平成29年以降減少に転じています。

このうち、0～5歳は3,175人、6～11歳は3,410人、12～14歳は1,689人、15～17歳は1,886人となっています。

■子どもの数の推移



(単位: 人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳(就学前)	3,493	3,350	3,340	3,250	3,175
6～11歳(小学生)	3,370	3,473	3,440	3,471	3,410
12～14歳(中学生)	1,807	1,814	1,803	1,746	1,689
15～17歳	1,951	2,212	2,049	1,887	1,886
合計	10,621	10,849	10,632	10,354	10,160

資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

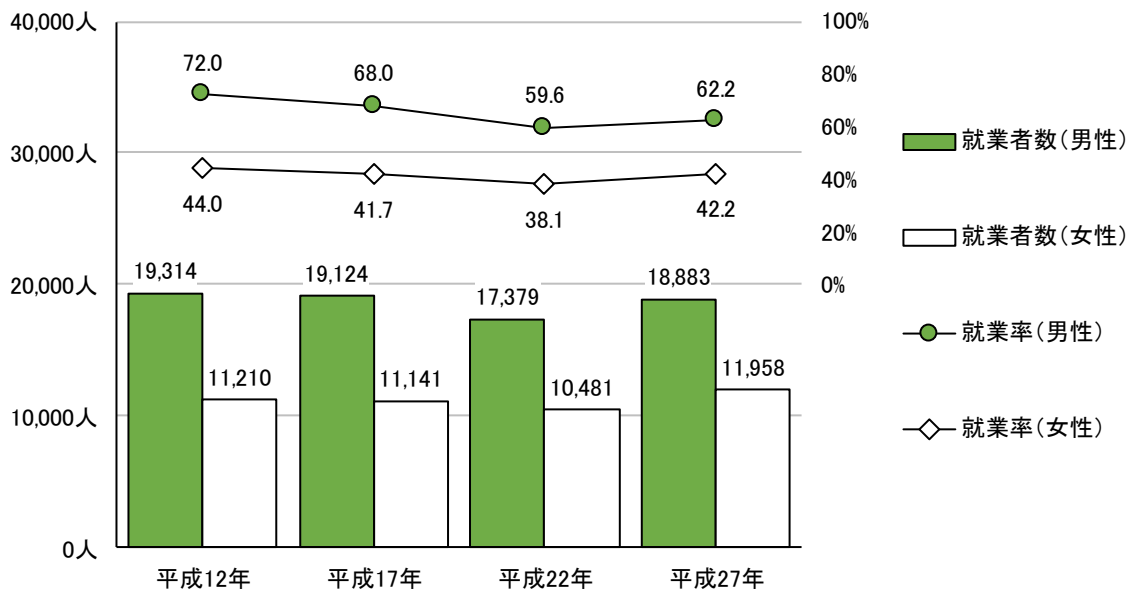
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、平成12年以降、社会的な就職難であるいわゆる就職氷河期等の影響により、男性、女性ともに平成22年まで年々減少していましたが、平成27年には増加しています。

同様に、就業率も、男性、女性ともに平成22年まで年々下降していますが、平成27年には上昇し、男性は62.2%、女性は42.2%となっています。

■ 就業者数・就業率の推移



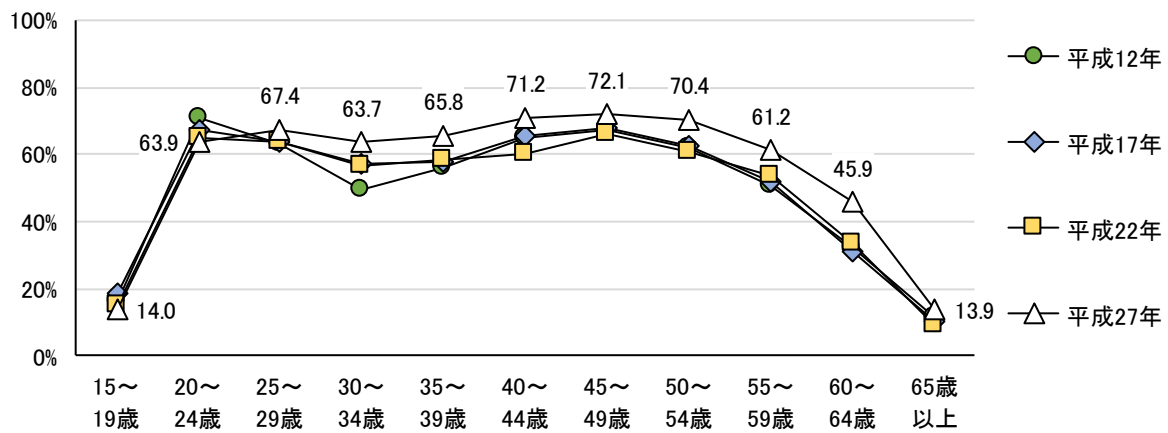
資料: 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

本市の年齢別の労働力率は、男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

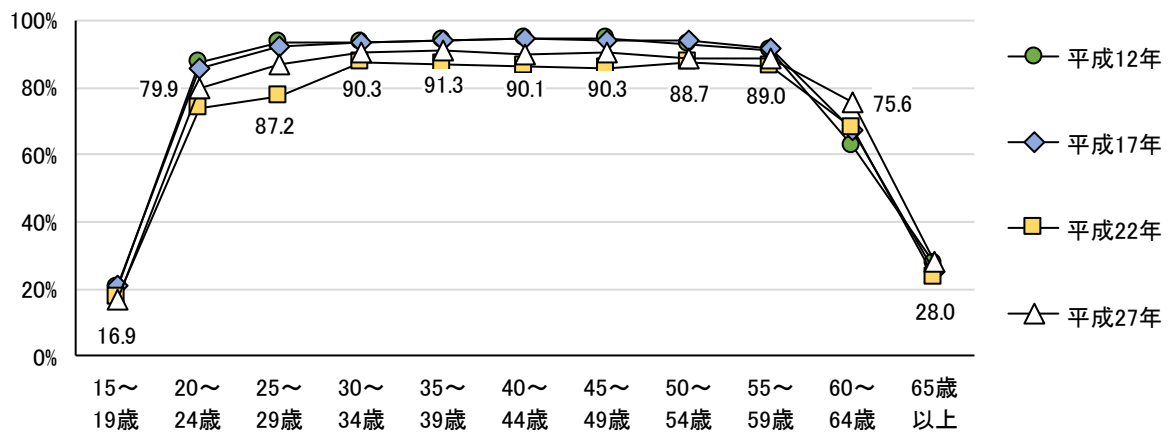
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率が再び高くなる「M字曲線」を示しています。これは、30歳代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は近年小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率の推移



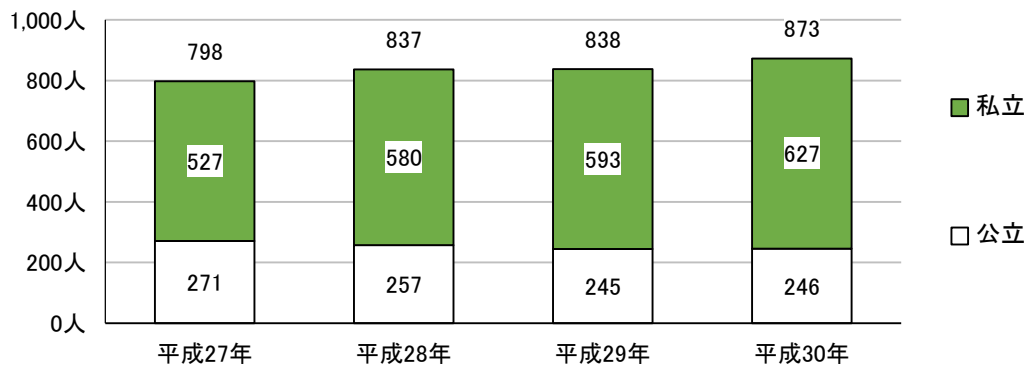
資料：国勢調査

4 教育・保育の状況

(1) 保育所

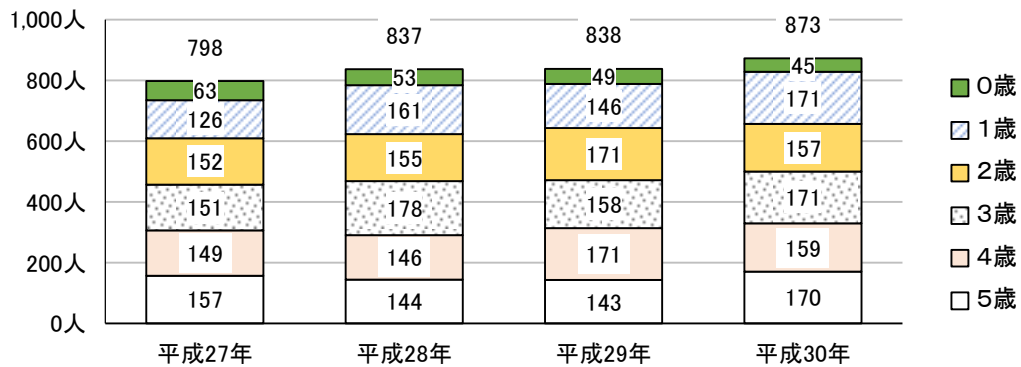
本市の保育所（小規模保育事業所を含む。）の入所数は、増加傾向にあり、平成30年は873人となっています。公立保育所では250人前後、私立保育所では600人前後で推移しており、私立が約7割程度を占めています。

■ 保育所の入所数の推移（公立・私立別）



資料：鹿嶋市幼児教育課（各年5月1日現在）

■ 保育所の入所数の推移（年齢別）

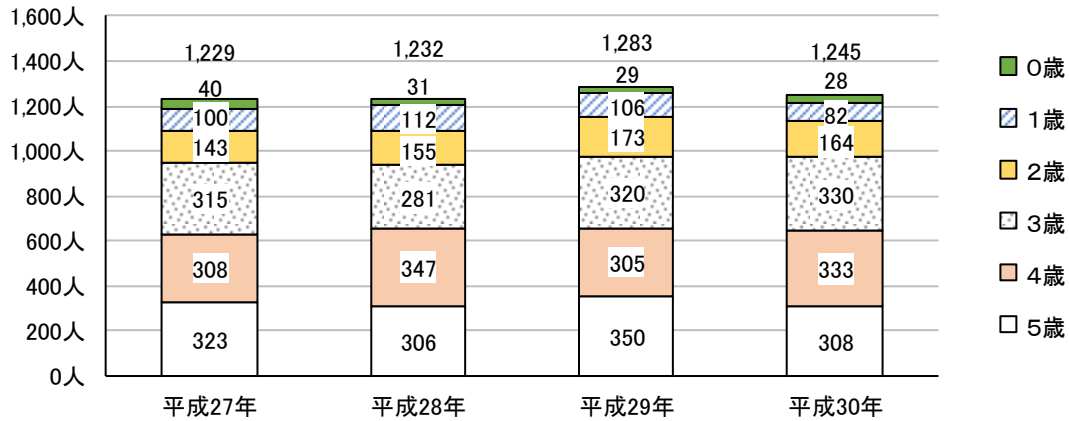


資料：鹿嶋市幼児教育課（各年5月1日現在）

(2) 認定こども園

本市の認定こども園の入所数は、増加傾向にあり、平成30年は1,245人となっています。

■認定こども園の入所数の推移（年齢別）

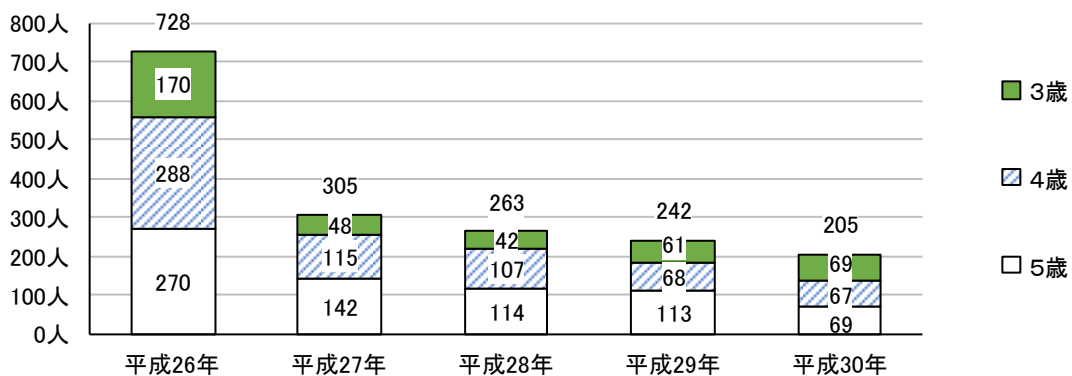


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園

本市の幼稚園の入所数の推移をみると、平成26年から平成27年にかけて、認定こども園への移行が進み、園数が減ったこともあり、大きく減少しました。さらには、平成28年以降も減少傾向にあります。

■幼稚園の入所数の推移（年齢別）



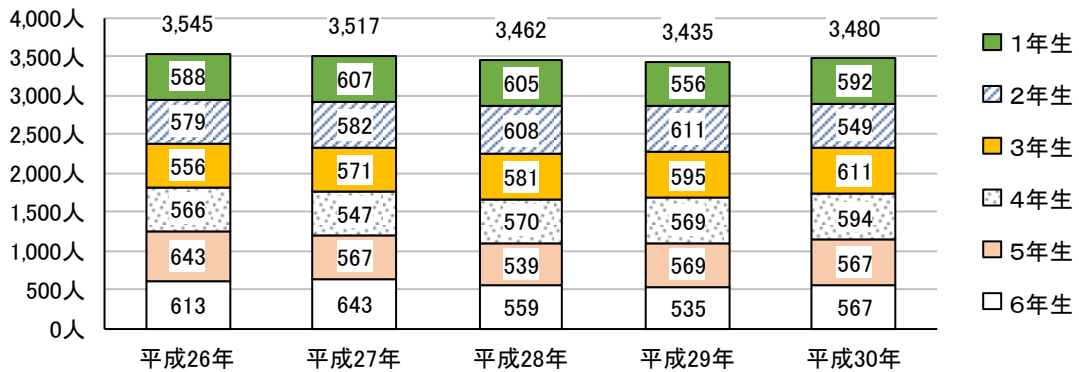
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 小学校

本市の小学校の児童数は、平成26年以降減少を続けていましたが、平成30年は増加に転じ、3,480人となっています。

今後は、近年の出生数の影響を受け、減少傾向が続くと考えられます。

■小学校の児童数の推移

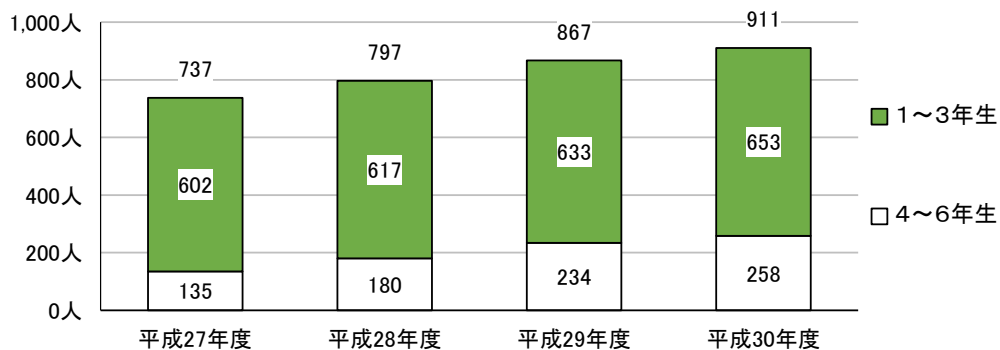


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数は増加傾向にあり、平成30年は911人となっています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数の推移

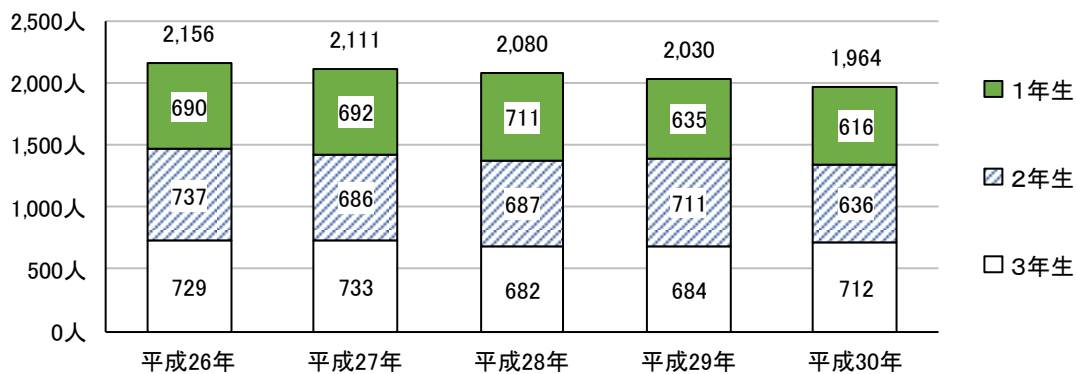


資料：鹿嶋市社会教育課（各年度末現在）

(6) 中学校

本市の中学校の生徒数は、平成26年以降減少を続け、平成30年は1,964人となっています。今後も小学校の児童数と同様に、出生数の影響を受け、減少傾向が続くと考えられます。

■ 中学校の生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査結果

子育て家庭の実情や教育・保育等についてのニーズを把握し、得られた結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■実施概要

実施対象	本市在住の0～6歳の小学校就学前子どもの保護者 (年齢、性別、居住地区、兄弟姉妹の有無等を考慮してサンプルを無作為抽出)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を通じた配布と回収 ・郵送による配布と回収
実施時期	平成30年12月

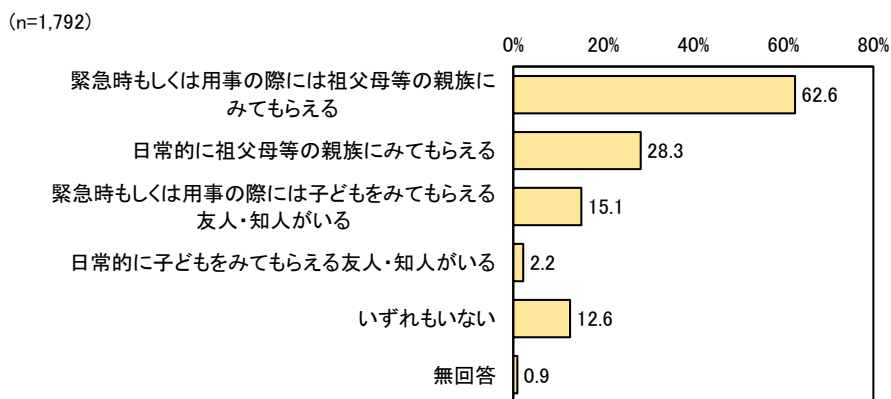
■実施結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,632件	1,792件	68.1%

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

- 小学校就学前子どもの家庭で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.6%で最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は28.3%。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は2.2%と、友人よりも祖父母等に頼る方が多い状況がうかがえます。
- なお、12.6%は「いずれもない」と回答しています。

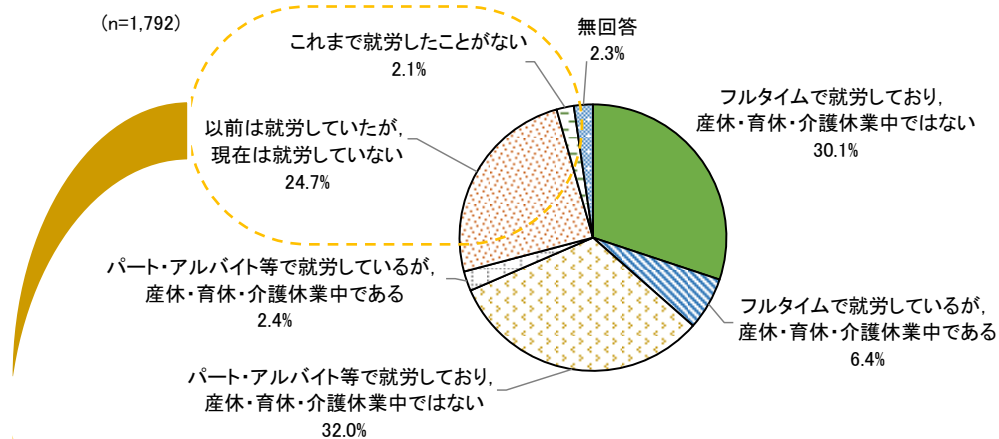
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）



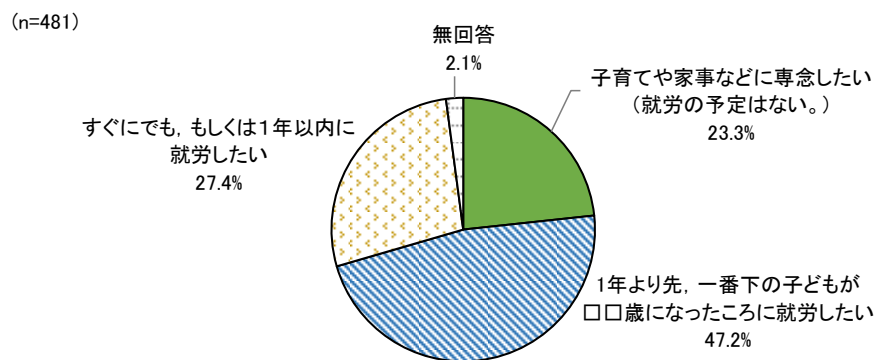
(2) 母親の就労状況

- 小学校就学前子どもの母親の現在の就労状況については、「フルタイム就労」が36.5%、「パート・アルバイト就労」が34.4%で全体の7割が就労中であり、そのうちの1割以上に当たる全体の8.8%が「産休・育休・介護休業中」です。
- 「就労していない母親」は26.8%で、現在就労していない母親の7割以上が「就労を希望」しています。

宛名のお子様の保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。



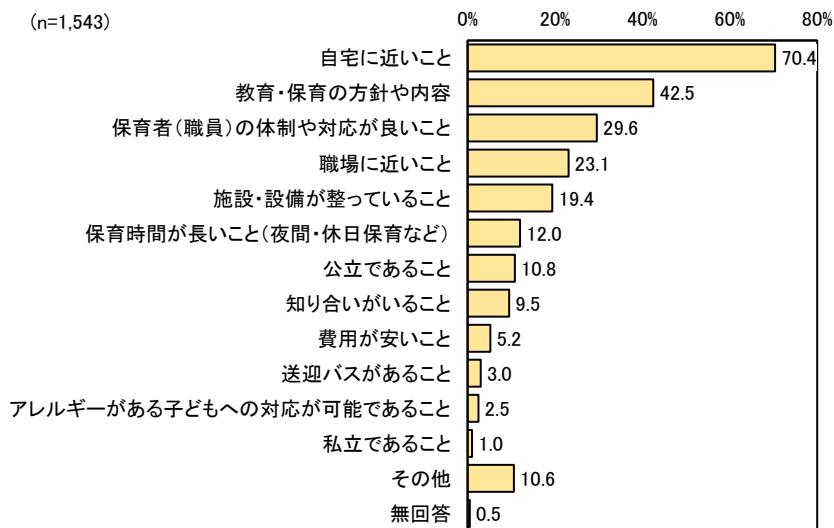
【就労していない母親】就労したいという希望はありますか



(3) 教育・保育施設を選ぶ上で重視したこと

●教育・保育を利用中の保護者に、教育・保育施設を選ぶ上で重視したことを尋ねたところ、「自宅に近いこと」が70.4%で最も多く、以下、「教育・保育の方針や内容」が42.5%、「保育者（職員）の体制や対応が良いこと」が29.6%などとなっています。

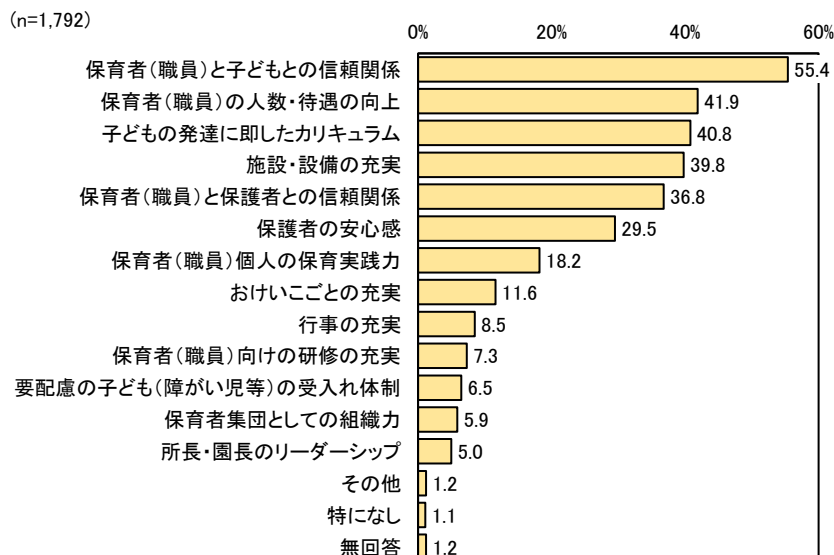
教育・保育施設を選ぶ上で重視したこと（あてはまるもの3つまでに○）



(4) 教育・保育の「質」向上のために重要なと思うこと

●幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要なことについては、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が55.4%で最も多く、以下、「保育者（職員）の人数・待遇の向上」が41.9%、「子どもの発達に即したカリキュラム」が40.8%などとなっています。

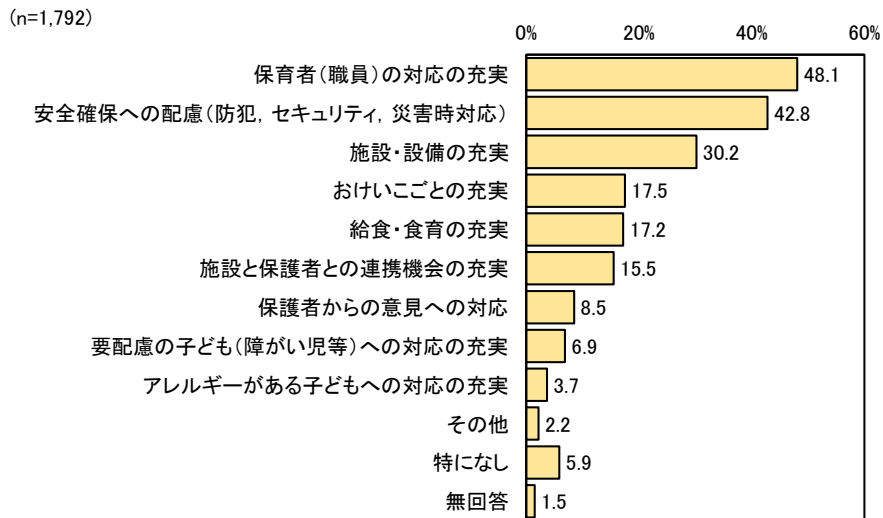
幼児期の教育・保育の「質」向上のために重要なこと（あてはまるもの3つまでに○）



(5) 教育・保育施設に求めること

●今後、教育・保育施設に求めることは何かを尋ねたところ、「保育者（職員）の対応の充実」が48.1%で最も多く、以下、「安全確保への配慮（防犯、セキュリティ、災害時対応）」が42.8%、「施設・設備の充実」が30.2%などとなっています。

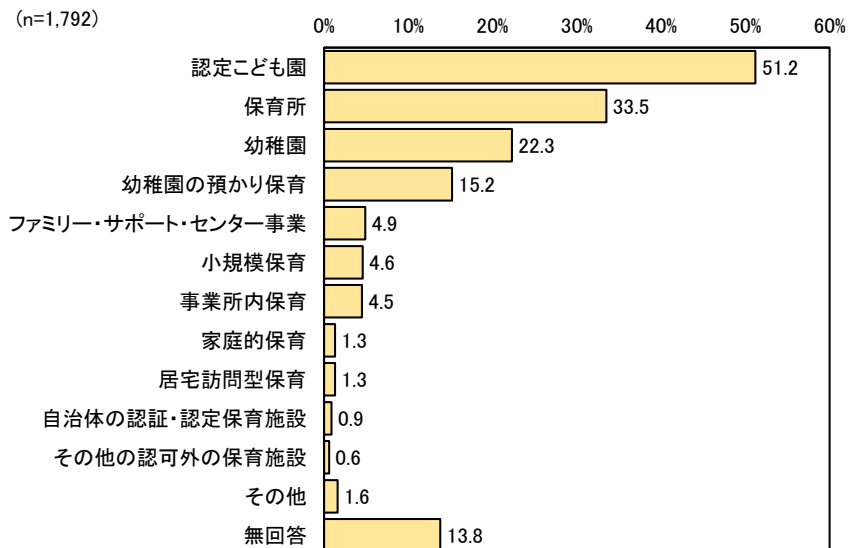
教育・保育施設に求めること（あてはまるもの2つまでに○）



(6) 今後利用を希望する教育・保育

●今後、定期的にご利用したい教育・保育については、「認定こども園」が51.2%で最も多く、以下、「保育所」が33.5%、「幼稚園」が22.3%、「幼稚園の預かり保育」が15.2%、「ファミリー・サポート・センター」が4.9%などとなっています。

平日、定期的にご利用したい教育・保育（複数回答）

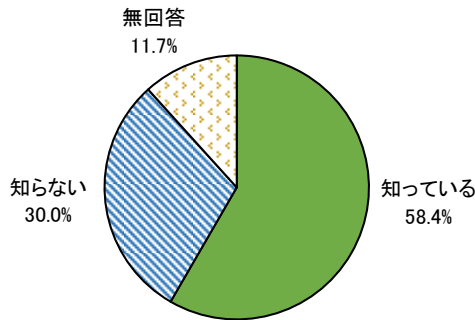


(7) 「病児室 もみの木」の認知度

●市内に、病児・病後児保育施設として「病児室 もみの木」があることを知っているか尋ねたところ、「知っている」が58.4%、「知らない」が30.0%となっています。

「病児室 もみの木」の認知度（1つに○）

(n=1,792)



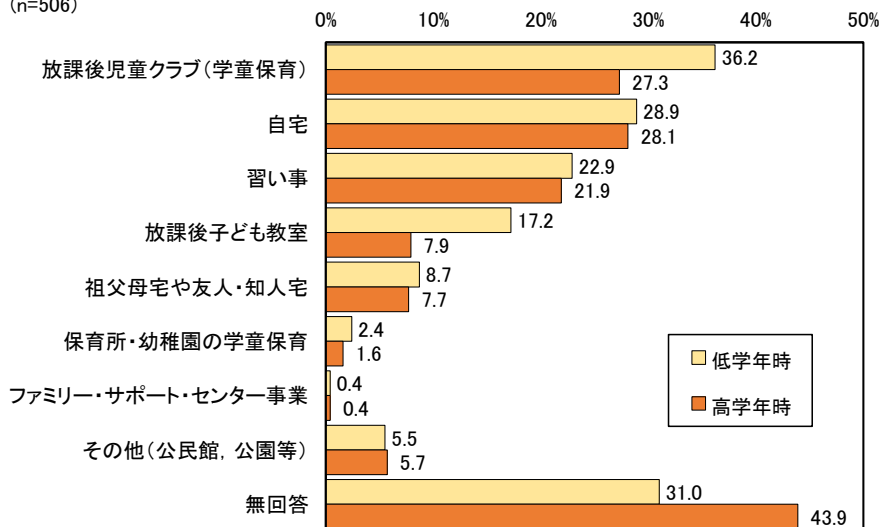
(8) 小学生の放課後の過ごし方

●小学校低学年（1～3年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ」が36.2%で最も多く、以下、「自宅」が28.9%、「習い事」が22.9%、「放課後子ども教室」が17.2%などとなっています。

●小学校高学年（4～6年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「自宅」が28.1%で最も多く、以下、「放課後児童クラブ」が27.3%、「習い事」が21.9%、「放課後子ども教室」が7.9%などとなっています。

放課後過ごさせたい場所（複数回答）

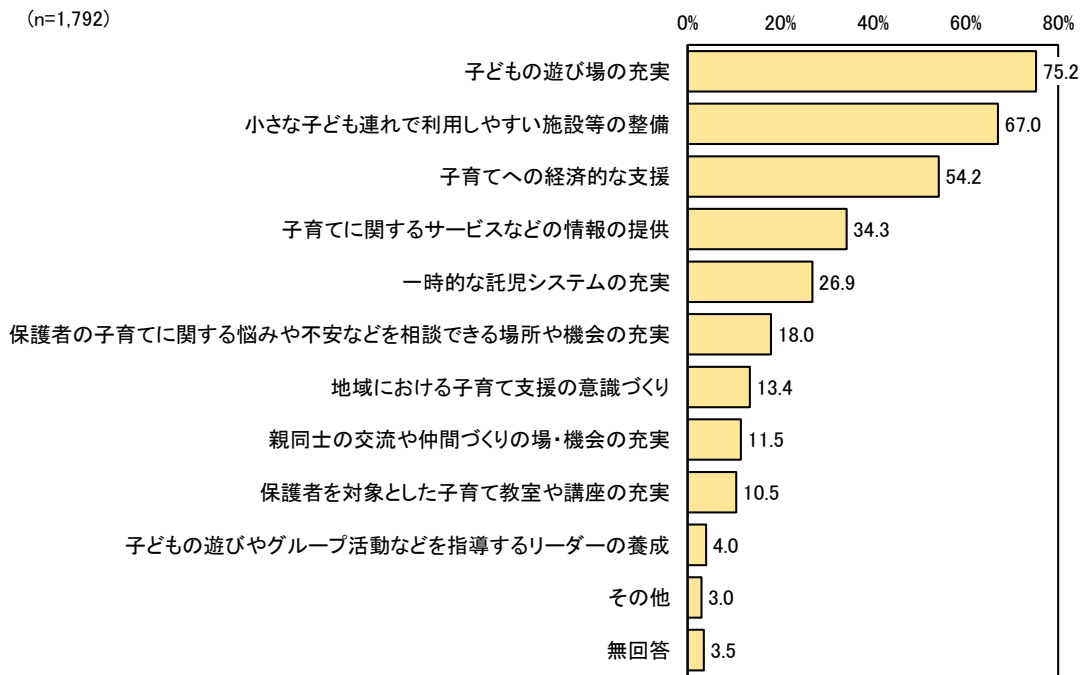
(n=506)



(9) 本市に希望する子育て支援策

●今後、本市に希望する子育て支援策として、「子どもの遊び場の充実」が75.2%で最も多く、以下、「小さな子ども連れで利用しやすい施設等の整備」が67.0%、「子育てへの経済的な支援」が54.2%、「子育てに関するサービスなどの情報の提供」が34.3%、「一時的な託児システムの充実」が26.9%などとなっています。

本市に今後希望する子育て支援



第3章 第1期計画の振り返り

本市の第1期計画は、「少子化対策」、「子育て支援の充実」、「教育・保育の充実」の3つの分野で構成し、子ども・子育て支援を推進してきました。

計画に記載された進行管理事業については、設定した成果指標と実績等を用いて、毎年、鹿嶋市子ども・子育て会議の中で事業評価を実施し、改善を図りました。

第2期計画の策定に当たり、各分野の施策・事業等の進捗状況と課題の振り返りを行います。

1 「少子化対策」分野における主な取り組みの総括

少子化対策の推進を目標に掲げ、子どもを産み育てやすく、元気な鹿嶋っ子があふれるまちを目指して各施策を展開し、「子宝手当の支給」や「かしま婚活応援事業」等を重点事業として実施しました。

《 子宝手当、出生記念品の支給 》

多子世帯への支援として、第3子以降が生まれた家庭に対し、子宝手当を支給することで、安心して子育てができるような環境づくりに努めました。

また、第1子・第2子が生まれた家庭に対しては、出生記念品として子育て用品を支給しました。

■子宝手当の支給実績

	平成 27年度			平成 28年度			平成 29年度			平成 30年度			平成 31年度	
	9月	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月
支給月														
受給者数 (人)	358	426	459	475	504	519	535	563	593	574	609	639	631	663
対象児童数 (人)	386	461	499	513	549	567	581	616	652	638	682	719	720	769



《 かしま婚活応援事業の推進 》

結婚前の男女に対して、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター^(※)等の関係機関と連携し、出会いの場や交流の機会の創出等の充実を図りました。

その結果、計画期間当初の婚姻数は減少傾向にあったものの、一時、増加に転じ、その後、横ばい傾向になっています。



※平成18年に、茨城県と一般社団法人茨城県労働者福祉協議会が共同で設立。

会員制によるパートナー探しの支援やふれあいパーティーの開催等、様々な形の出会いの場を提供しています。

■かしま婚活応援事業の開催実績（協力・後援等含む。）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
開催回数	6回	7回	7回	5回	2回

■かしま婚活応援事業のマッチング実績（全期間累計、協力・後援等含む。）

参加者数（男性）	参加者数（女性）	マッチング数	マッチング率
414人	383人	186組	48.6% ^(※)

※マッチング数を参加者（男性・女性）のうち、少ない方の人数で割った数値

■一般社団法人いばらき出会いサポートセンターの会員実績

会員数（男性）	会員数（女性）	成婚数
30人 ^(※1)	14人 ^(※1)	14組 ^(※2)

※1 平成31年4月現在 ※2 平成27年度から平成30年度まで

《 地方創生等の推進 》

現在の子育て世代や若者をはじめとする市外在住の幅広い方々に対し、UターンやIターン等の移住促進を図りました。

また、未来の鹿嶋市を担う人材の養成として、高校生を対象に男女共同参画の観点を含めたライフプランニングセミナーを開催しました。

《 今後の課題 》

出生数については減少傾向にあるため、今後も、結婚・出産のための支援を通じた自然動態的アプローチ、移住促進などの社会動態的アプローチの双方向からの少子化対策に取り組んでいく必要があります。

2 「子育て支援の充実」分野における主な取り組みの総括

子育て支援の充実を目標に掲げ、子育て家庭の希望に応えるために多様なサービスの提供を目指して各施策を展開し、「保育所保育料負担軽減」や「18歳までの子どもの医療費の一部助成（マル福の拡充）」を重点事業として実施しました。

《 保育料等への経済的支援 》

今回実施したアンケート調査において、本市に希望する子育て支援策として、「子育てへの経済的な支援」を、半数以上の54.2%が挙げています。

令和元年10月から全国一律で3歳以上の幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、このような希望を踏まえ、所得階層に応じた市独自の保育料の引き下げやマル福の拡充について今後も継続する必要があると考えられます。

《 母子保健推進拠点の開設 》

平成30年4月、保健センター内に「子育て世代包括支援センター（りぼん）」を新設しました。

子どもの健やかな成長のため、母子の健康づくりや小児医療の確保が重要であるため、母子保健コーディネーター等を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図りました。

■子育て世代包括支援センターでの相談の様子



《 産後ケアの充実 》

産後の母親にかかる負担は、精神的にも肉体的にも大きく、その支援は本市でも長年重要な課題であると認識していたことから、産後ケアの重点化を図りました。

アンケート調査においても、出産後のサポートに対する声は多く寄せられており、支援の充実に向け、より良い事業へと改善していく必要があります。



< アンケート調査の自由記述より >

- ・産後のサポートがあることは、とても有難かったです。
- ・出産後、保健センターの方が訪問に来てくれました。その際、色々な情報を提供いただき、また、相談に乗っていただき、とても助かりました。
- ・私は、産後にうつぎみになった時がありました。周りには、私のような祖父母や頼れる人が居ない核家族の人が、とても多くいると思います。もう少し、産後サポートを大々的にアピールして、利用しやすくしてほしいです（利用料金や定員等）。

《 子育て家庭の支援体制と児童虐待防止 》

子育ての第一義的な責任は母親・父親が負うものですが、子育ての負担や不安、地域や家庭での孤立感等から児童虐待へ追い込まれてしまうことがあります。

虐待を未然に防止するため、こうした子育て家庭に対し、関係機関と連携して訪問や相談によるケアを実施するとともに、協議会を設置し、早期に発見・対応できる体制づくりに努めました。

《 ひとり親家庭等の支援 》

ひとり親家庭等に対し、経済的支援のほか、生活の現状把握に努め、家庭の状況により子どもが得られる支援が不平等にならないよう、一人ひとりに適した支援を行いました。

《 遊び場や子連れで利用できる施設等の確保 》

アンケート調査から、本市に希望する子育て支援策として、「子どもの遊び場の充実」(75.2%)や「小さな子ども連れで利用しやすい施設等の整備」(67.0%)が多く挙げられており、このような希望に応えられるよう検討していくことも今後の課題と言えます。

《 今後の課題 》

近年の社会環境の変化や景気の変動に伴い、子育て環境も変化しています。その状況や流れに合った多様な観点から、あらゆる子ども・子育て家庭に対し、支援体制の構築や母子保健事業、経済的支援策等を展開するとともに、それらの情報提供の充実を図る必要があります。

また、アンケート調査で挙げられているように、子どもの遊び場や親子で利用できる施設の充実が求められており、子育て家庭に寄り添った支援を図る必要があります。

3 「教育・保育の充実」分野における主な取り組みの総括

市内の認定こども園、幼稚園、保育所等において、量・質ともに充実した教育・保育の提供を目指し、各施策を展開しました。

《 教育・保育施設の整備の進展 》

女性就業率の上昇等を受け、充実した教育・保育の確保が求められていたことから、保育所等の利用定員の調整や民間事業者への働きかけを行った結果、幼稚園の認定こども園化や小規模保育事業所の整備が進展しました。令和元年10月現在、公立・私立合わせて、認定こども園7園、幼稚園4園、保育所11園、小規模保育事業所5園が運営しています。

計画期間を通じて保育所等の待機児童ゼロを目標に事業を行っていましたが、一部の施設において、保育士を確保できない等の問題から平成30年度から待機児童が発生しました。

■教育・保育施設の状況の変遷

第1期計画策定時 (平成26年度末)	現 状 (令和元年10月)
教育・保育施設数：24 箇所 幼 稚 園：8 箇所 保 育 所：16 箇所	教育・保育施設数：27 箇所 認 定 こ ど も 園：7 箇所 幼 稚 園：4 箇所 保 育 所：11 箇所 小規模保育事業所：5 箇所

また、平成31年度より、教育・保育を管轄する部署を再編し、一元化した管理のもと、効率的かつ効果的な支援に努めています。

《 多様な保育ニーズへの対応 》

保護者の勤務状況等により、柔軟な保育サービスの提供が求められていたことから、公立・私立の教育・保育施設が一体となり、延長保育事業や一時預かり事業の実施体制を確保しました。



《 教育センターの開設 》

平成27年10月に、子どもたちの健やかな成長に向けて、研修事業や教育相談事業、適応指導教室の設置等、教職員研修や相談機能を1つにまとめ、教職員はもとより、子どもたちと保護者の方々を総合的かつ専門的に支援するため、教育センターを新たに開設しました。



《 病児保育事業の開始 》

病児保育事業については、計画期間中、保育所1箇所が事業を開始したほか、平成30年度から専門の病児室が開設し、「病児・病後児対応型」のサービス提供体制が整備されたことで、より多くのニーズに応えられるようになりました。

■病児保育事業の状況の変遷

第1期計画策定時 (平成26年度末)	現 状 (令和元年10月)
病児保育施設数：1箇所 保育所：1箇所 (体調不良児対応型)	病児保育施設数：3箇所 保育所：2箇所(体調不良児対応型) 病児室「もみの木」：1箇所 (病児・病後児対応型)

《 小学生の放課後の居場所等の確保 》

放課後児童クラブと放課後子ども教室において、実施箇所の増設や開所時間の延長を図り、小学生の放課後の居場所づくりを行いました。



■放課後児童クラブ・放課後子ども教室数の変遷

第1期計画策定時 (平成26年度末)	現 状 (令和元年10月)
放課後児童クラブ数：17箇所 放課後子ども教室：19箇所	放課後児童クラブ数：33クラブ 放課後子ども教室：20箇所

《 今後の課題 》

教育・保育において、待機児童が発生している状況に対し、今後、予定している公立の教育・保育施設の再編を踏まえ、民間事業者と協力しながら、改善を図る必要があります。

また、病児保育事業については、サービスの提供体制は確保したものの、アンケート調査から、市内に病児室があることを知らない保護者が、3割程度いることから更なる周知と活用が必要と考えられます。

(事業の詳細は第6章を参照)

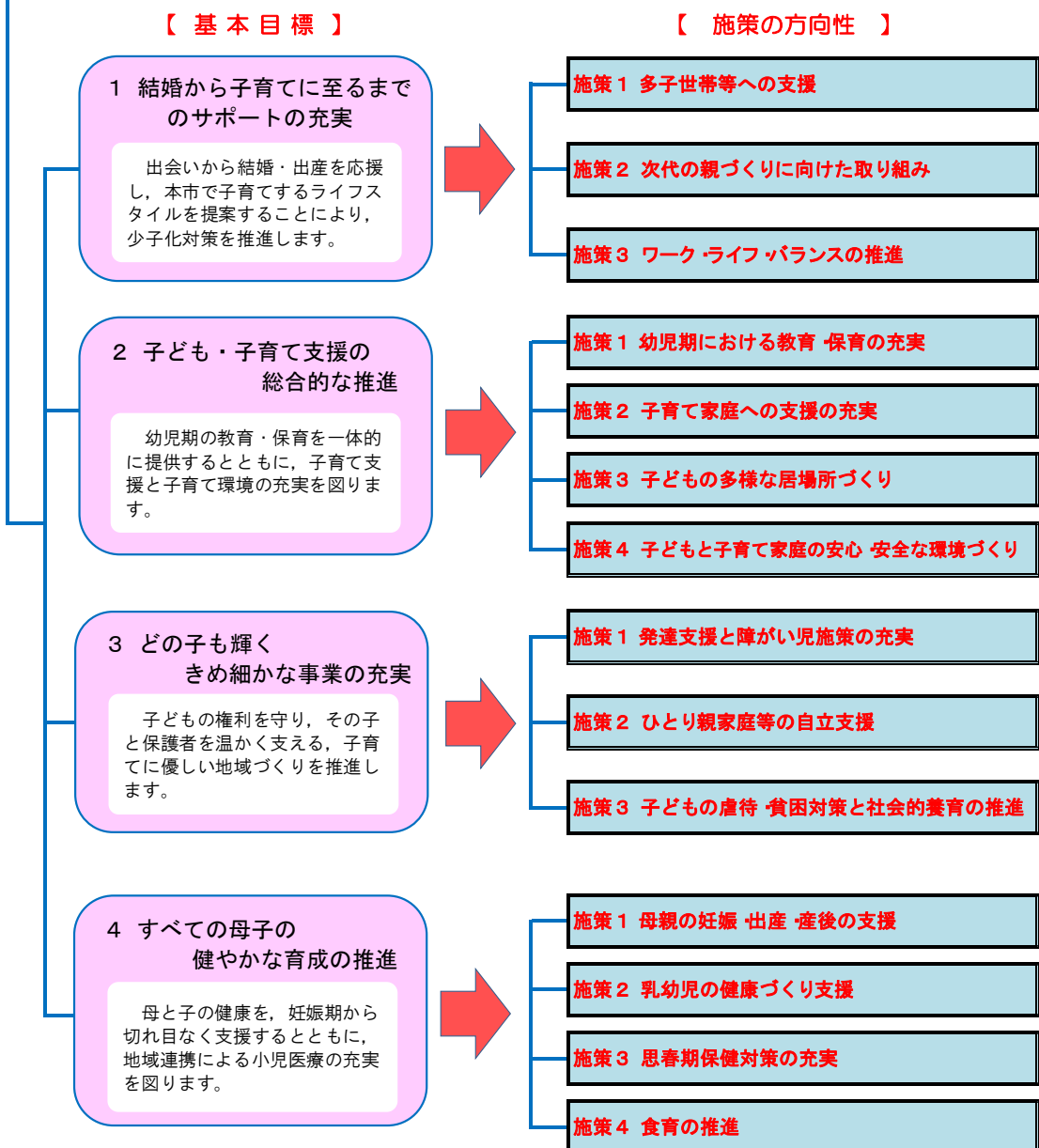
第4章 計画の基本方針

～ 計画の体系 ～

—基本理念—

子育てするなら鹿嶋市で！

本計画において、第1期計画を継承し、「子育てするなら鹿嶋市で！」を基本理念に掲げ、「安心して出産ができ、楽しく子育てをし、子どもが心身ともに健やかに成長することができるまち」の実現を目指します。





基本目標ごとの重要な施策・事業



第5章 施策の展開

基本理念のもと、少子化対策を推進しつつ、子どもと子育て家庭に対し、妊娠・出産期から子育て期までを通じた切れ目のない支援を行います。

1 結婚から子育てに至るまでのサポートの充実

施策1 多子世帯等への支援

鹿嶋の未来を担う鹿嶋っ子があふれる地域社会を形成するため、子どもを安心して産み育てられるような取り組みを行います。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
子宝手当の支給	鹿嶋市独自の支援として、第3子以降の中学生までの子どもに対し、子宝手当を支給します。	こども相談課
第3子以降の保育料等の免除	中学生までの子どもが3人以上いる家庭に対し、第3子以降が認定こども園、幼稚園、保育所を利用したときの保育料等の負担を軽減します。	幼児教育課
出生記念品の支給	第1子又は第2子が生まれた方に対し、子育て用品を支給します。	こども相談課

施策2 次代の親づくりに向けた取り組み

関係機関と連携を図り、家庭を築き、子どもを産み育てたいと希望する男女を対象に、出会いの場を創出します。

また、未来の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやりや命の尊厳等を学ぶことができる機会を提供します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
出会いの場の創出	<p>住み慣れた地域で、出会い、結婚し、家庭を築きたいと希望する独身者を対象に、関係機関と連携を図り、出会いの場を創出します。</p> <p>関連事業「鹿嶋市結婚活動支援事業」</p>	こども相談課
世代間交流事業	<p>小・中学生が、乳幼児とのふれあいを通じて子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等との交流を図る機会を提供します。</p>	総務就学課 幼児教育課

施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

人々の働き方についての意識や環境等の社会的基盤は、両親で協力して子どもを育てていくことに十分に対応しておらず、今なお、仕事や子育て、家族の介護等との両立が難しい状況にあります。

そのため、子育てを支援する意識の啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
働き方改革の促進	<p>子育て家庭が、仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択できるよう、長時間労働の是正を促進します。</p> <p>事業主や勤労者に対して、再雇用支援制度や育児・介護休業法に基づく措置等の周知に努めるとともに、利用の促進を図ります。</p> <p>また、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している労働局との協定の中で、子育て世代の活躍推進に対する取組みを行います。</p>	商工観光課
男女共同参画の普及啓発	<p>男性と女性が、子育てを担う対等なパートナーとして、お互いに協力して子育てをしていく風土を育むための啓発活動や、子育てに関する情報提供や事業を実施します。</p> <p>関連事業「男女共同参画啓発事業」</p>	市民活動支援課
鹿嶋市女性ネットワーク会議への支援	<p>関係機関と連携を図りながら定期的な情報交換の場を設けるとともに、「鹿嶋市女性ネットワーク会議」への支援を行い、必要な情報の提供を行います。</p>	市民活動支援課

2 子ども・子育て支援の総合的な推進

施策1 幼児期における教育・保育の充実

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

子どもへの最善の利益を第一に考え、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう、各種事業の提供体制の確保と充実を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課												
教育・保育等の提供体制の確保	<p>必要となる教育・保育等の量を設定し、一体的な提供体制の確保と質の向上を図ります。(※詳細は第6章)</p> <p>●関連事業</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">定期利用</td> <td>0歳児保育事業</td> <td>産後休暇明けからの乳児保育を実施します。</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状態等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業(幼稚園型)</td> <td>幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>一時預かり事業</td> <td>保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。</td> </tr> </table>	定期利用	0歳児保育事業	産後休暇明けからの乳児保育を実施します。	延長保育事業	通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状態等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。	一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。	一時利用	一時預かり事業	保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。	幼児教育課
定期利用	0歳児保育事業		産後休暇明けからの乳児保育を実施します。											
	延長保育事業		通常の利用時間帯以外に保育所等で保育を行います。											
	病児保育事業		子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。病児保育事業には、子どもや施設の状態等に応じて、「病児対応型」「病後児対応型」「体調不良児対応型」の3つの類型があります。											
	一時預かり事業(幼稚園型)		幼稚園において通常の利用時間終了後も、引き続き、在園児を中心とする預かり保育を実施します。											
	一時利用	一時預かり事業	保護者の都合により、一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で保育します。											
教育・保育施設の整備	公立施設において、老朽化や耐震化等の安全性を考慮しながら、効率的な施設管理を図りつつ、機能充実に努めます。	教育施設課												
幼児教育アドバイザーの配置	鹿嶋市教育センターにアドバイザーを配置し、訪問や電話等により育児相談を行うことで、不安やストレスの軽減を図ります。また、教育・保育施設の保育者を対象に、研修会を行います。	教育指導課												
アプローチ・スタートカリキュラムの活用	教育・保育施設から小学校への子どもの学びや育ちが円滑になるように、市独自のカリキュラムに基づいて教育・保育を行います。	教育指導課												
教育・保育給付	認定こども園、幼稚園、保育所等の利用に当たり、施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付等を支給します。	幼児教育課												
保育所保育料の負担軽減	市独自の支援として、0歳から2歳までの住民税課税世帯を対象として、所得階層に応じた保育料の引き下げを継続します。	幼児教育課												

施策2 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭を支えていくために、行政をはじめ、地域の関係機関や人々と連携・協力し、情報提供や各種事業等を通じた支援の充実に努めます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課												
子育てに関する情報提供の充実	<p>子育てに関する情報が一目でわかるように「子育てハンドブック」を作成します。</p> <p>また、「子育て支援情報サイト」を運用することで、広く情報発信を行います。</p>	こども相談課												
子育て講座・講演会	<p>子育て講座を開催し、母親が妊娠中の時期から、子どもの発達等について学ぶことができる機会を提供します。</p> <p>さらに、小学生をもつ保護者に対しては、市内12の小学校で子育てに関する講演会を開催し、家庭教育の重要性に対する意識啓発と実践に向けた支援を図ります。</p>	保健センター 社会教育課												
児童手当	<p>中学校3年生までの子どもを養育する方に対し、子ども1人につき下記金額を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1041 1193 1249"> <thead> <tr> <th>子どもの年齢</th> <th>支給額（月額）</th> <th>支払月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>一律 15,000円</td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～ 小学校修了前</td> <td>第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円</td> <td>○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>一律 10,000円</td> <td>○10月 6月～9月分</td> </tr> </tbody> </table>	子どもの年齢	支給額（月額）	支払月	3歳未満	一律 15,000円	年3回	3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分	中学生	一律 10,000円	○10月 6月～9月分	こども相談課
子どもの年齢	支給額（月額）	支払月												
3歳未満	一律 15,000円	年3回												
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	○2月 10月～1月分 ○6月 2月～5月分												
中学生	一律 10,000円	○10月 6月～9月分												
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、保育所の送迎や保育終了後の一時的な預かり等の相互援助を支援します。</p>	こども相談課												
地域子育て支援拠点事業	<p>市内に開設した子育て支援センターやつどいの広場等において、保育所等に通っていない親子に対し、園庭や支援室の開放、育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。</p>	こども相談課												
子育て短期支援事業（ショートステイ）	<p>保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、児童養護施設や里親等が短期間（原則7日以内）預かります。</p>	こども相談課												
外国籍の子ども等への支援	<p>親が外国人の子どもや外国籍の子ども、帰国子女等の学校生活や学習を支援するため、小中学校に外国語ボランティアを派遣します。</p>	教育指導課												

施策3 子どもの多様な居場所づくり

近年の女性就業率の上昇に伴い、増加が見込まれている共働き家庭等の「小1の壁」を打破するために、また、子どもたちが学習や遊びを通して心身ともに健全に成長できるよう、各小学校と公民館（各まちづくりセンター）を拠点として活動する放課後児童クラブや放課後子ども教室を全学区で実施します。

特別の配慮を必要とする児童についても、小学校ほか関係機関との情報共有を密に行い、場合によっては放課後児童補助員を加えて配置する等、受け入れに配慮します。

また、地域住民が主体となる活動の中で、学校やPTA、子ども会、育成会、各地区まちづくり委員会、鹿嶋市社会福祉協議会等、多様な関係機関と連携し、地域の中での子どもの居場所づくりを推進していきます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
放課後児童クラブ	全小学校区において、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供します。	社会教育課
放課後子ども教室	児童クラブとの連携を図りつつ、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を行う等、放課後等における児童の居場所づくりを進めます。実施曜日によって、小学校の放課後に行う平日放課後子ども教室と、公民館等で行う休日子ども教室に分かれます。	社会教育課

♥子ども食堂

子ども食堂とは、地域のボランティア等が子どもたちに対して、栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みです。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、コミュニティを通じて高齢者や障がい者等の地域の方々となることができる場所でもあります。

このような取り組みを行っている方々と連携を図り、地域共生社会の実現を目指します。



— 新・放課後子ども総合プランに関して — (放課後児童クラブ・放課後子ども教室についての計画・方策)

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する方策

- 一体型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室について増設を検討します。すでに平日に同一校舎内で行われている場合であっても、実情に応じて支障のない範囲で子ども教室と児童クラブが共同で活動をするなど、連携を深めます。
- 上記の連携のため、コーディネーター、児童クラブ指導員などが一堂に会し、意見交換や研修の場を作ります。
- また、放課後児童クラブと休日子ども教室についても、連携を検討します。放課後子ども教室の体験活動に児童クラブが参加するなど、両事業の参加児童が交流できる場を作ります。

■放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

- 放課後子ども教室については、令和元年度において平日放課後子ども教室が10校区、休日子ども教室が12校区（公民館区ごとに実施）を対象として行っています。
- 今後、平日放課後子ども教室を実施していない2校区の整備を検討するとともに、休日子ども教室を全小学校区対象に継続して実施していきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について

- 利用児童が増え児童一人当たりの面積が十分確保できない場合、余裕教室等を活用した新規児童クラブ開設を検討します。
- 新規に余裕教室が発生した場合には、小学校・受託業者と協議の上、児童クラブ・子ども教室の移設・増設を検討します。

■福祉部局との連携について

- 鹿嶋市子ども・子育て会議に放課後児童クラブ・放課後子ども教室担当課として参加し、必要な連携について模索していきます。

■地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所延長に係る取り組みについて

- 令和元年度において、放課後児童クラブの開所時間を30分延長することができる制度を実施しています。

■各放課後児童クラブが単に預かりの場となるだけでなく、発達段階に応じた健全な育成を促す「交流の場」「遊びの場」「生活の場」となるための方策

- 異なる学年が集まりルールを守りながら生活することによる社会性の獲得や生活習慣の確立を目指すとともに、普段触れることの少ない「昔遊び」を児童クラブの活動内容に取り入れ、遊びを通じた交流の場となるよう努めます。

■各放課後児童クラブが健全な育成を促す「交流の場」「遊びの場」「生活の場」となるために、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 放課後児童クラブと休日子ども教室の連携を推進し、地域住民との交流を図ります。また、利用者に対して、児童クラブの目的や活動内容の情報発信を行い、児童クラブが単なる預かりの場でないことの周知に努めます。

施策4 子どもと子育て家庭の安心・安全な環境づくり

子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるよう、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、交通事故の防止や防犯対策を推進します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
道路交通環境の安全対策	子どもや子ども連れの親が安心して歩行することができるよう、狭い歩道や交通量の多い道路等において、安全対策の向上を図ります。	道路建設課
バリアフリー化の推進	妊娠中の方や子育て家庭が安心して気軽に外出できるよう、バリアフリー新法や県条例に基づき、道路・公共建築物等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
公共施設等の設備の充実	公共施設や学校等に子ども用設備の設置を促進し、安心して外出できる環境づくりに取り組みます。	施設管理課 教育施設課
子どもの安全を守る環境づくり	小・中学校ごとに通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握に努め、防犯灯や防犯カメラ、歩道、ガードレール、カーブミラー等の安全対策を推進します。 また、地区社会福祉協議会や自警団等、地域の関係機関の参加・協力を得ながら、学校付近や通学路を中心とした継続的なパトロールを実施します。	総務就学課 施設管理課 交通防災課
各教育・保育施設や小中学校等における交通安全教室	警察や関係機関と連携を図り、教育・保育施設や小・中学校等において、子どもたちの年齢に合った交通安全教室を実施します。	総務就学課 幼児教育課 交通防災課
「子どもを守る110番の家」の普及	地域で子どもを見守る体制を強化するとともに、実際に何らかの被害に遭ったときに、子どもが駆け込むことができる「子どもを守る110番の家」の普及促進を図るとともに、周知を徹底します。	社会教育課

3 どの子ども輝くきめ細かな事業の充実

施策1 発達支援と障がい児施策の充実

発育・発達において気になる子どもをできる限り早期に発見し、適切な療育・発達支援を行うことは、保護者の不安軽減や保育力向上につながり、子どものその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

そのため、障がいのある子どもが、安心して生活することができるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、適切な支援と環境づくりを推進します。

●主な取り組み

項目	内容	担当課										
こころと発達の相談	障がいのある子どものために、妊産婦健診や乳幼児健診時に保健師による相談・指導を行い、早期発見に努め、さらに、総合福祉センターでの個別相談につなげる等、関係機関と連携しながら継続支援を行います。	保健センター こども相談課										
障がい児保育の充実 (障害児保育補助金)	集団生活が可能な障がいのある子どもを、認定こども園、幼稚園、保育所において保育します。 公立施設では人的配置を進め、私立施設に対しては、費用の一部を助成することで、障がい児保育の実施環境の充実を図ります。	幼児教育課										
障がいのある子どもへの支援	制度に基づき、手当や給付の適正な支給に努め、利用ニーズに合わせて、各支援を行います。 ●関連事業 <table border="1" data-bbox="491 1303 1206 1727"> <tr> <td>特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)</td> <td>障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。</td> </tr> <tr> <td>補装具費の給付</td> <td>身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具の給付</td> <td>重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療の給付</td> <td>身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。</td> </tr> </table>	特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)	障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。	障害児福祉手当	日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。	補装具費の給付	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。	日常生活用具の給付	重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。	自立支援医療の給付	身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。	生活福祉課
特別児童扶養手当(国) 在宅障がい児福祉手当 (市)	障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に支給します。											
障害児福祉手当	日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。											
補装具費の給付	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。											
日常生活用具の給付	重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。											
自立支援医療の給付	身体の障がいを除去・軽減を目的とする育成医療や精神疾患の通院医療等を受けやすくするため、医療費を助成します。											
障がい児福祉サービス	児童福祉法に基づき、療育が必要な子どもに対して、日常生活や集団生活に必要な訓練を行う日中訓練、短期入所等を行います。	生活福祉課										
個別の教育支援計画の作成・活用	幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を円滑に引き継ぐことができる体制を整えます。	教育指導課										
就学相談員の配置	教育センターに相談員を配置し、教育・保育施設や学校への訪問や電話等により、保護者や保育者・教職員の相談に応じます。	教育指導課										

施策2 ひとり親家庭等の自立支援

社会的・精神的・経済的に不安定な状況に置かれがちなひとり親家庭等の親とその子どもに対して、特段の配慮と支援が必要です。

ひとり親家庭等の生活の現状把握に努め、生活支援や就業支援、経済的支援等の充実を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課						
ひとり親家庭等への支援	<p>ひとり親家庭等への生活の安定と自立の促進を図るため、各制度の周知に努めます。</p> <p>●関連事業</p> <table border="1"> <tr> <td>児童扶養手当</td> <td>ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。</td> </tr> <tr> <td>母子・父子家庭医療福祉費</td> <td>母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。</td> </tr> <tr> <td>母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業</td> <td>ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。</td> </tr> </table>	児童扶養手当	ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。	母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。	母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。	こども相談課 国保年金課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父又は母に重度の障がいがある場合に、手当を支給します。							
母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭又は父子家庭の親と子どもが受診した保険診療分の医療費を支給します。							
母子・父子・寡婦福祉資金、 高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の経済的自立を図るための資金の貸付けを行います。また、ひとり親の方が看護師等の資格を取得する場合に、給付金を支給します。							
母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置し、就労支援相談員やハローワーク等と連携を図り、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する適切な支援・助言を行い、ひとり親家庭等の多様な相談に応じます。	こども相談課						
鹿嶋市ひとり親福祉協議会の活動支援	母子家庭等における福祉の向上を図るため、鹿嶋市社会福祉協議会が事務局を務める鹿嶋市ひとり親福祉協議会の活動を支援します。	こども相談課						

施策3 子どもの虐待・貧困対策と社会的養育の推進

すべての子どもには、愛され、適切に養育されながら、健やかな成長や自立が図られることが保障される権利があります。

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、子どもと子育て家庭に対し、適切な支援を図ります。

●主な取り組み

項目	内容	担当課						
児童虐待の予防と早期発見	保健センターの健康診査や訪問指導，民生委員（主任児童委員）との情報共有，教育・保育施設，小・中学校，地域社会との連携等，あらゆる機会と手段を活用して虐待の予防と早期発見に努めます。 虐待の未然防止に向け，各関係者・関係機関と連携し，子育て中の保護者を対象とした相談・情報提供・交流の各種事業を展開します。	こども相談課 保健センター 教育指導課 幼児教育課						
児童虐待関係機関のネットワークの構築	「鹿嶋市要保護児童対策地域協議会」等において関係機関との連携を強化し，虐待の発生予防から早期発見・早期対応，継続的な支援に至るまでの切れ目のない迅速・的確な対応を図ります。	こども相談課						
子ども家庭総合支援拠点の整備・充実	子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うため，地域の資源や必要なサービスにつなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の整備・充実を図ります。（令和4年度開設予定）	こども相談課						
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう，NPO や鹿嶋市社会福祉協議会等の関係機関と連携し，「①教育の支援」，「②生活の安定に資するための支援」，「③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」，「④経済的支援」の視点から総合的に貧困対策を推進します。 ●関連事業 <table border="1" data-bbox="475 1570 1177 1899"> <tr> <td>生活保護制度</td> <td>生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援制度</td> <td>経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>就学援助制度</td> <td>経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。</td> </tr> </table>	生活保護制度	生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。	生活困窮者自立支援制度	経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。	就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。	こども相談課 生活福祉課 総務就学課
生活保護制度	生活に困窮する世帯に対し，国が定める最低限度の生活基準を保障し，世帯の自立を支援します。子どもの教育に関する教育扶助や，母子世帯に対する母子加算等があります。							
生活困窮者自立支援制度	経済的理由や病気，母子家庭の子育てや就労など，様々な理由で生活に困っている方に対し，本人に寄り添いながら包括的な相談支援を行います。							
就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し，学用品費や学校給食費の免除など，就学にかかる費用の一部を援助します。							
社会的養育の推進	子どもが家庭において健やかに養育されるよう，保護者を支援するとともに，虐待等により家庭における養育が適当でない場合には，県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	こども相談課						

4 すべての母子の健やかな育成の推進

施策1 母親の妊娠・出産・産後の支援

安心して妊娠・出産し、産後を過ごせるよう、妊産婦の身体的・精神的・社会的状況を把握し、ハイリスク事例等に早期から継続的に関わり、関係機関と連携しながら切れ目のない支援をしていきます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
子育て世代包括支援センター（りぼん）の充実	平成30年度に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援を行うため「子育て世代包括支援センター（りぼん）」を開設しました。 母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期まで様々なニーズに対応します。	保健センター
母子健康手帳の交付	妊娠中の経過や生まれてからの発育や発達について、一貫した健康状態を記録する母子健康手帳を活用し、妊娠期から子育ての時期に応じた健康増進に関するアドバイス等を行うことで、母親と子どもの健康の増進を図ります。	保健センター
妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳の交付時に、一部公費負担で受診することができる健康診査受診票を交付して、安心して子どもを生み育てられるよう支援します。	保健センター
マタニティクラス（母親学級）／ペアコース（両親学級）	初妊婦やその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し、産婦・赤ちゃん、妊婦の交流機会の提供や母性の形成を促すことで、健やかに安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援します。	保健センター
不妊・不育治療費の助成	茨城県不妊治療助成金を受けていることを条件に、治療費の一部を助成します。	保健センター
妊産婦医療福祉費支給制度（妊産婦マル福）	安全な出産のため、妊産婦が妊娠を起因とするもので受診した保険診療分の医療費の一部を助成します。	国保年金課
出産育児一時金	国民健康保険加入者が出産したとき、世帯主に対し、出産一時金を支給します。	国保年金課
産後ケア事業	出産後、家族等からの援助が受けられない方や心身のケア等を必要とする方に対し、医療機関等に宿泊又は、通所し、母子の心身のケアや育児サポートを行います。	保健センター

施策2 乳幼児の健康づくり支援

子どもの成長段階にあわせた健康診査や育児相談を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

小児医療については、医療費の負担軽減や広域での医療体制の充実に努め、地域でできる限り子どもの安全や健康を確保できるよう情報提供や相談体制等の支援を行います。

●主な取り組み

項目	内容	担当課				
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	保健センター				
乳幼児育児相談	4か月児・9か月児育児相談や地域子育て支援拠点において、随時、保健師や保育士等が来所や電話による育児相談に対応し、育児不安やストレスの軽減を図ります。	保健センター こども相談課				
乳児健康診査	子どもが健やかに成長するために、段階に応じた健康診査の充実に努めます。	保健センター				
幼児健康診査	1歳6か月児と3歳2か月児に対して、身体計測や内科・歯科健診、発育や栄養等の育児に関する相談を行い、幼児の健康の増進に努めます。	保健センター				
定期予防接種	義務教育終了までの年齢に応じて、予防接種を実施します。	保健センター				
小児救急医療の充実	広域での医療体制の充実に努めるほか、年間を通じて夜間（20時から23時）において、小児の応急的な処置を行う「鹿嶋市夜間小児救急診療所」を開設し、初期救急医療体制の充実に努めます。	保健センター				
医療費支援	<p>制度に基づき、子育て家庭の医療費の負担軽減に努めます。</p> <p>●関連事業</p> <table border="1"> <tr> <td>小児医療福祉費（マル福）</td> <td>所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。</td> </tr> <tr> <td>子ども特別医療福祉費（鹿福）</td> <td>小児医療福祉費の県補助事業に、市単独事業を上乗せすることで、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。</td> </tr> </table>	小児医療福祉費（マル福）	所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。	子ども特別医療福祉費（鹿福）	小児医療福祉費の県補助事業に、市単独事業を上乗せすることで、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。	国保年金課
	小児医療福祉費（マル福）	所得制限内で、12歳までの子どもが受診した外来と18歳までの子どもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。				
子ども特別医療福祉費（鹿福）	小児医療福祉費の県補助事業に、市単独事業を上乗せすることで、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。					

施策3 思春期保健対策の充実

思春期の性行動や薬物乱用、喫煙、飲酒等の問題は、子どもの心と体に大きく影響することから、それらに関する教育を実施します。

また、思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩み等を抱え、いじめや不登校等により学びたくても学べない子どもがいることを踏まえ、学校と家庭や地域、関係機関等が連携し、子どもの心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

●主な取り組み

項目	内容	担当課
思春期保健に関する教育の推進	学校において、性や喫煙、薬物等に関する教育を実施します。	教育指導課
学校等における相談支援体制の充実	学校・青少年センター・教育センター・保健センターの連携強化とともに、スクールカウンセラーを配置し、思春期児童への相談体制の充実を図ります。	こども相談課 教育指導課 保健センター
保護者に対する相談支援体制の充実	学校と家庭や地域等との連携を図り、家庭教育や非行の防止、不登校児童生徒に対する保護者を対象とした相談・支援により、子どもが心身ともに健全に育つことができる環境づくりに努めます。	こども相談課 教育指導課 保健センター

施策4 食育の推進

子どもの健やかな心身の発達のためには、食事が重要です。食事は、食生活への関心を高めるとともに、家族のコミュニケーションの機会でもあります。家族団らんの場を介して子どもたちの様子を把握するために、保護者への啓発活動を行います。

また、自分に合ったバランスの良い食事や間食の取り方、特産品等、食に関する情報について保育所や学校等の活動を通じて提供します。

●主な取り組み

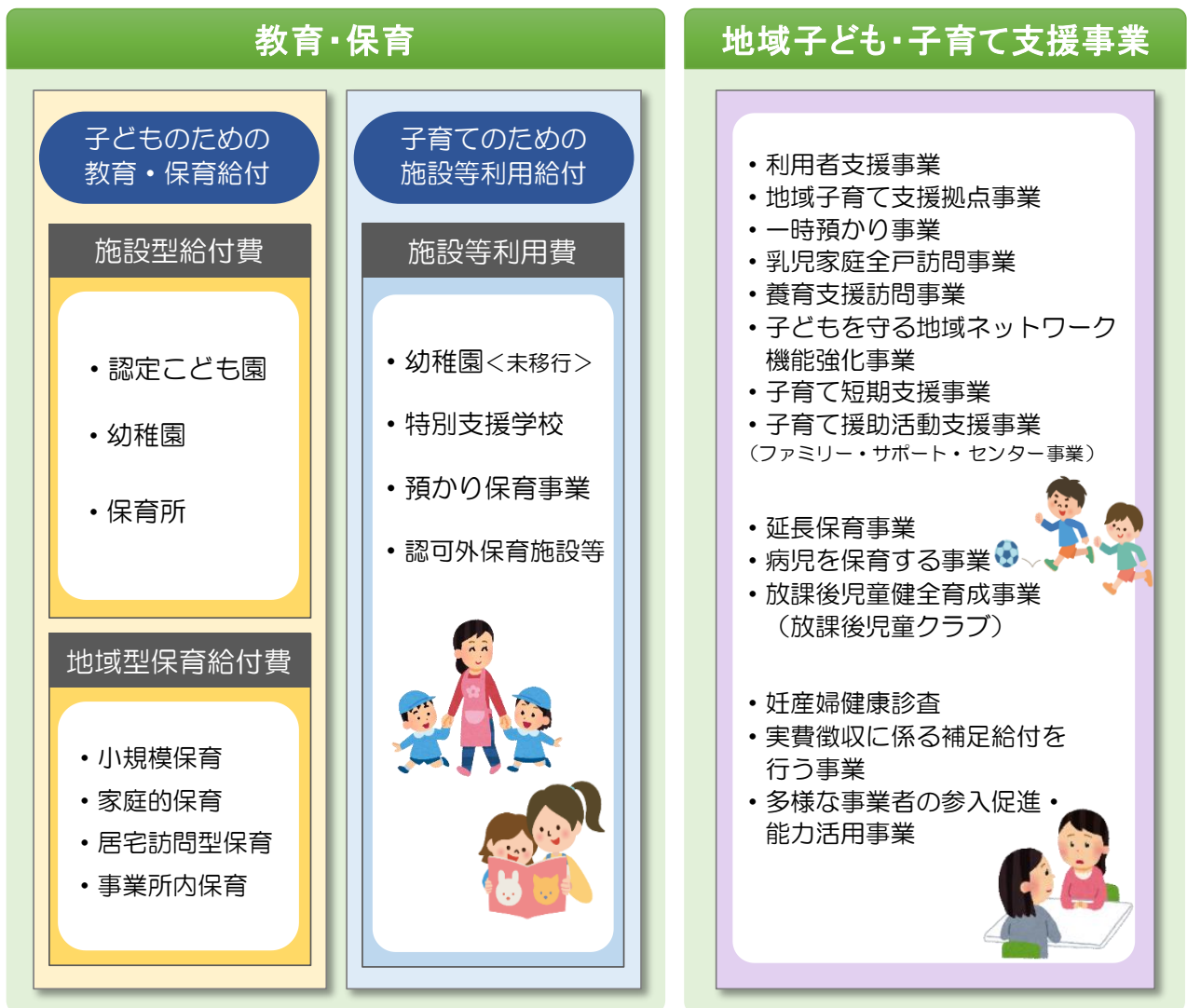
項目	内容	担当課
妊産婦を対象とした食育の推進	妊産婦に対して、安心して子どもを産み育てられるよう、健康診査や育児相談等の機会を利用し、食生活や栄養についての啓発を図ります。	保健センター
子どもを対象とした食育の推進	乳幼児期から思春期までの子どもたちに対して、教育・保育施設や小・中学校での給食等を通じて、地産地消の推進やバランスの良い食事の大切さ等について学習する機会を提供します。	給食センター 保健センター 幼児教育課 教育指導課
食生活改善推進活動の充実	食生活改善推進員を養成するための講座を開催し、食生活改善推進員による健康診査や育児相談時における栄養指導や親子料理教室等の充実を図ります。	保健センター

第6章 【重点事業】子ども・子育て支援事業計画

～ 子ども・子育て支援事業計画の概要 ～

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の实情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本市においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。



1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、計画期間における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区域のことで、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

本市の地域特性として、自動車を所有している家庭が多く、保育所等の入所希望の傾向としても、通勤途中や親族の近くの保育所等を希望する割合が一定程度いることや、保育所等の分布に偏りがあること等から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域を分割することはせず、鹿嶋市全域（1区域）と設定しました。

■本市の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域
教育・保育	1号認定（※）	市全体を1つの区域
	2号認定（※）	
	3号認定（※）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊産婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	一時預かり事業 ・ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり ・ その他の一時預かり	
	延長保育事業（時間外保育事業）	
	病児保育事業	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		

※P50 参照

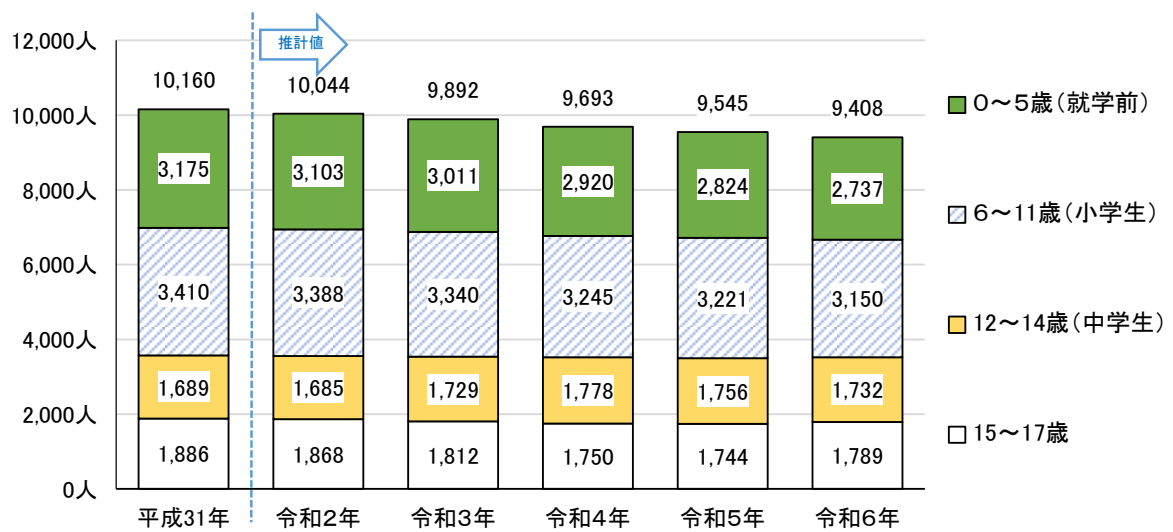
2 子どもの数の見込み

本計画の対象となる子どもの数の見込みについて、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0～17歳の子ども数は減少する見通しであり、令和6年には9,408人と見込まれます。

年齢区分別にみると、0～5歳の小学校就学前子ども数は、平成31年3,175人から438人減の2,737人、6～11歳の小学生は、平成31年3,410人から260人減の3,150人と見込まれます。

■子どもの数の見込み



(単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	3,175	3,103	3,011	2,920	2,824	2,737
6～11歳(小学生)	3,410	3,388	3,340	3,245	3,221	3,150
12～14歳(中学生)	1,689	1,685	1,729	1,778	1,756	1,732
15～17歳	1,886	1,868	1,812	1,750	1,744	1,789
合計	10,160	10,044	9,892	9,693	9,545	9,408

資料：平成31年は住民基本台帳による実績値。令和2年以降は推計値（各年4月1日現在）

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

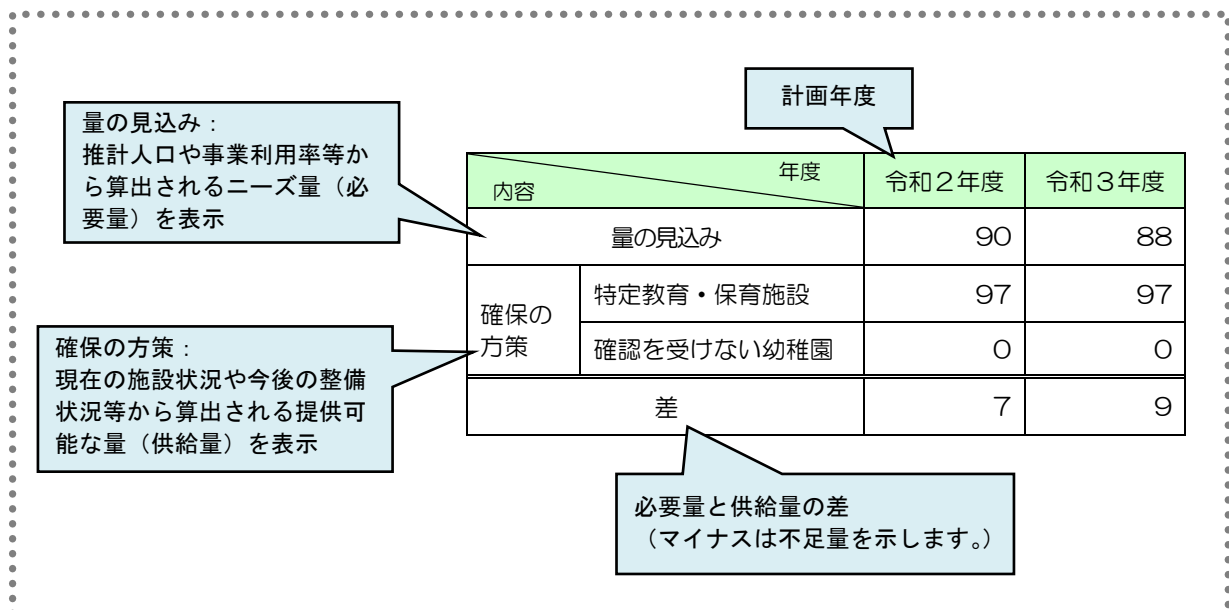
子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育の量の見込み及び確保の方策の見方】



(1) 1号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

平成31年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），幼稚園4箇所（公立：4）において、教育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第1期の実績

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数（3～5歳）	1,756	1,682	1,671	1,642	1,659
認定者数（A）	676	641	624	564	562
利用定員（B）	1,097	881	881	760	755
差（B－A）	421	240	257	196	193

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園や幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第2期の見込み

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,635	1,586	1,496	1,450	1,407
量の見込み（A：必要量）	477	457	430	409	394
確保方策（B）	755	695	695	635	562
特定教育・保育施設	755	695	695	635	562
差（B－A）	278	238	265	226	168

(2) 2号認定【3～5歳】

概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

平成31年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），保育所11箇所（公立：3，私立：8），において、保育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数（3～5歳）	1,756	1,682	1,671	1,642	1,659
認定者数（A）	953	975	1,001	1,054	1,023
利用定員（B）	1,044	1,087	1,087	1,123	1,097
差（B－A）	91	112	86	69	74

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、新たに保育所を1箇所整備し、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,635	1,586	1,496	1,450	1,407
量の見込み（A：必要量）	1,084	1,055	998	975	949
確保方策（B）	1,097	1,177	1,177	1,162	1,147
特定教育・保育施設	1,097	1,177	1,177	1,162	1,147
差（B－A）	13	122	179	187	198

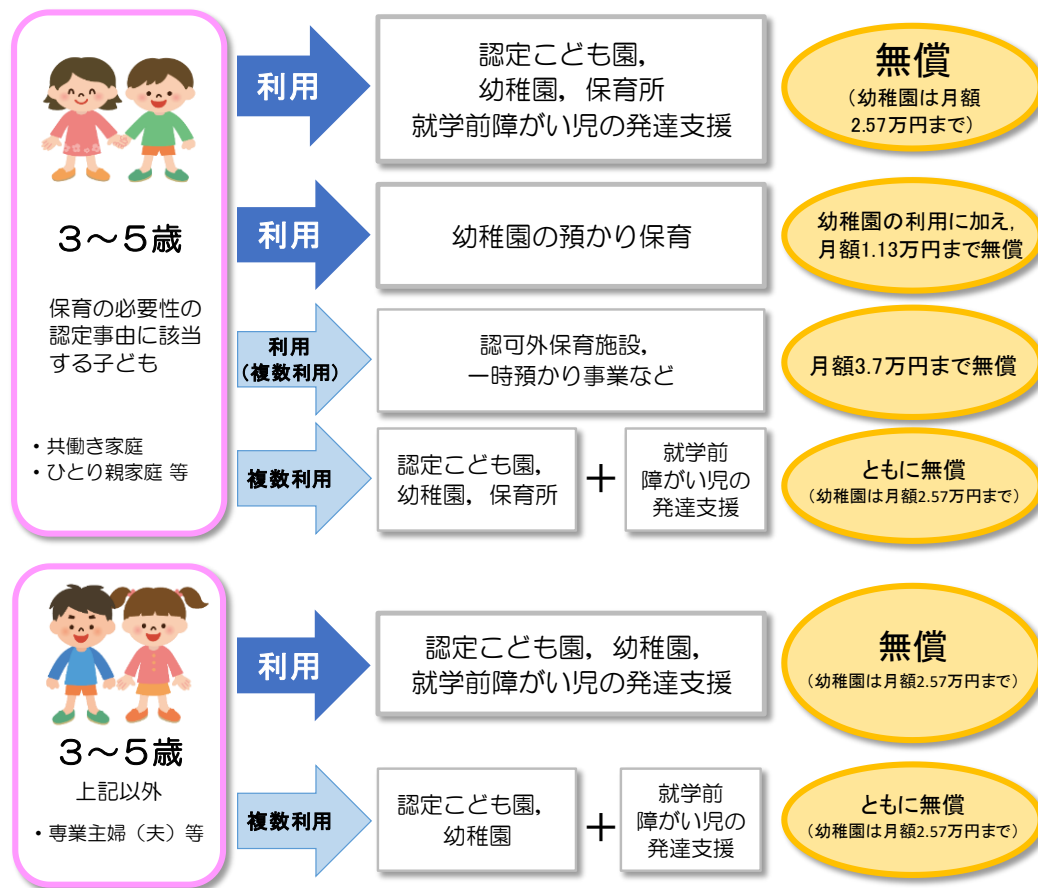
◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

消費税率の引上げによる財源を活用した、若者から高齢者までが安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育・保育を推進します。

■ 幼児教育の無償化の内容

対象	無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園等の 預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の 発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



(3) 3号認定【0～2歳】

概 要

0～2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

第1期計画期間中において、保育所から認定こども園への移行や小規模保育事業所の新規開設、定員の拡大等を行いました。その結果、平成31年度には、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、保育所11箇所（公立：3，私立：8）、小規模保育事業所5箇所（私立：5）において、保育と教育・保育の一体的な提供を行っています。

保育利用率は増加していますが、児童数が減少していることから、認定者数は減少から横ばいで推移している状況です。しかしながら、一部の施設において、保育士を確保できない等の問題から、想定した利用定員の確保に至らず、平成30年度から待機児童が発生している状況です。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数（0～2歳）	1,737	1,668	1,669	1,608	1,516
※子どもの数（0歳）	579	543	546	513	455
※子どもの数（1・2歳）	1,158	1,125	1,123	1,095	1,061
認定者数（A：必要量）	603	642	637	611	614
3号認定（0歳）	92	71	66	62	59
3号認定（1・2歳）	511	571	571	549	555
0～2歳保育利用率	34.7%	38.5%	38.2%	38.0%	40.5%
利用定員（B）	659	715	715	730	731
特定教育・保育施設	622	660	660	675	638
特定地域型保育事業	37	55	55	55	93
差（B－A）	56	73	78	119	117

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

第2期計画期間中において保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

待機児童が発生している状況に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期計画期間中に新たな保育の提供体制として、小規模保育事業所と家庭的保育事業所、企業主導型保育施設（事業所内保育所）の整備を見込んでいます。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（0～2歳）	1,468	1,425	1,424	1,374	1,330
※子どもの数（0歳）	490	471	453	440	427
※子どもの数（1・2歳）	978	954	971	934	903
量の見込み（A：必要量）	711	707	728	717	707
3号認定（0歳）	133	128	123	120	116
3号認定（1・2歳）	578	579	605	597	591
0～2歳保育利用率	48.4%	49.6%	51.1%	52.2%	53.2%
確保方策（B）	766	816	803	803	803
0歳	159	171	171	171	171
1・2歳	607	645	632	632	632
特定教育・保育施設	631	657	644	644	644
0歳	106	112	112	112	112
1・2歳	525	545	532	532	532
特定地域型保育事業	135	135	135	135	135
0歳	53	53	53	53	53
1・2歳	82	82	82	82	82
企業主導型保育施設	0	24	24	24	24
0歳	0	6	6	6	6
1・2歳	0	18	18	18	18
差（B－A）	55	109	75	86	96

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策、その実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談、助言等を行います。	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子が交流を行う場所を開設します。	0～5歳児
③	妊産婦健康診査	妊産婦に対する健康診査を実施します。	妊産婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行います。	0歳児，保護者
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談支援を行います。	子ども，保護者等
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図ります。	子ども，保護者等
⑦	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	0～18歳児
⑧	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行います。	0～5歳児 1～6年生
⑨	一時預かり事業	幼稚園等在園児の預かり保育を行います。	3～5歳児
		保育所等で一時的な預かり保育を行います。	0～5歳児
⑩	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場や生活の場を提供します。	1～6年生
⑪	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の利用時間を超えた延長保育を行います。	0～5歳児
⑫	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。	0～5歳児 1～3年生
⑬	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成します。	保護者
⑭	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進を行います。	事業者

(1) 利用者支援事業

概 要

子どもや保護者に、地域の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現 状】

平成30年度から保健センター内に子育て世代包括支援センター（りぼん）を開設し、事業を実施しています。

また、母子保健コーディネーターを配置し、子どもと保護者の健康増進や育児不安の軽減を図りました。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数 (母子保健型)	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所

【量の見込みと確保方策】

引き続き、保健センター内の子育て世代包括支援センターで事業を実施し、妊娠期から子育て期までにわたる様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供し、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (母子保健型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、育児相談や情報提供等を行います。

【 現 状 】

① 地域子育て支援センター

鹿嶋市地域子育て支援センターのほか、市内3箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導や子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。

② つどいの広場

市内3箇所において、子育て中のお母さんが子どもと一緒に立ち寄ることができる場を開設しています。専門のアドバイザーによる子育て相談や保護者同士の交流をサポートします。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用回数	30,197人回	33,515人回	31,049人回	30,529人回	27,150人回
実施箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

【 量の見込みと確保方策 】

鹿嶋市地域子育て支援センターは、土曜日も開設しており、子育て家庭のニーズへの対応を図っています。

第2期計画期間中においては、実施箇所数に認定こども園を含めることから、大幅に増える見込みです。また、子育て中の親子が集まりやすく利便性の高い地域に、新たな交流場所の設置を検討します。

各施設の開設状況に違いはあるものの、基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41,196人回	39,996人回	39,960人回	38,556人回	37,320人回
確保方策	利用回数	41,196人回	39,996人回	38,556人回	37,320人回
	実施箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	14箇所

(3) 妊産婦健康診査

概 要

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、随時、必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

茨城県医師会、茨城県助産師会と連携し、契約医療機関等において、妊婦健診を実施しています。受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実受診者数	638人	605人	575人	508人	481人
延べ受診回数	8,932回	8,470回	8,050回	7,255回	6,089回

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊産婦の受診を見込んでいます。引き続き、妊産婦の健康管理と生まれてくる子どもの健やかな成長のため、茨城県医師会、茨城県助産師会と連携を図るとともに、契約医療機関等における受診体制を確保し、受診率の向上に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込みの量	実受診者数	490人	471人	453人	440人	427人
	延べ受診回数	7,840回	7,536回	7,248回	7,040回	6,832回
確保方策	実施場所	契約医療機関				
	実施体制	茨城県医師会、茨城県助産師会				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診、超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診、血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診、超音波検査、クラジミア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診、超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診 ⑮産後2週頃 基本健診 ⑯産後1か月頃 基本健診				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

市内の乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭を保健師等が訪問する事業であり、第1期における訪問率は、いずれの年も95%を超えています。

訪問により、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言、その他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問対象者数	557人	588人	527人	497人	473人
被訪問実人数	541人	572人	504人	495人	461人
訪問率	97.1%	97.3%	95.6%	99.6%	97.5%

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果をふまえて、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、保健センターによる事業の実施を予定しており、保健師と保健訪問相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、随時、関係者によるケース会議を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	490人	471人	453人	440人	427人
確保方策	実施体制	保健師、保健訪問相談員			
	実施機関	保健センター			

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談や指導、助言などの支援を行います。

【現 状】

養育のための支援が必要と認められる子どもや保護者、妊婦に対し、保健センターの保健師やこども相談課の職員、家庭相談員が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談や指導、助言、その他必要な支援を行っています。

【量の見込みと確保方策】

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、保健センターの保健師やこども相談課の職員、家庭相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【現 状】

鹿嶋市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

実務者会議のほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を図っています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も行っています。

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【現 状】

保護者の疾病等で、一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。本市には、児童養護施設等が設置されていないため、近隣の児童養護施設や乳児院、里親の状況を踏まえ、対応しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用数	35人日	32人日	25人日	19人日	51人日
利用施設数	7箇所	4箇所	3箇所	2箇所	3箇所

【量の見込みと確保方策】

近隣の児童養護施設2箇所、乳児院1箇所、市内外の里親5家庭と連携し、事業の提供体制を確保し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

算出されたニーズ量から、利用実績を上回る利用量を見込んでいます。

また、幅広く事業の周知を図るとともに、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	179人日	174人日	169人日	163人日	158人日	
確保方策	延べ利用数	179人日	174人日	169人日	163人日	158人日
	受入施設数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

(8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

概 要

子どもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【 現 状 】

鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり、ファミリー・サポート・センター事業を行っています。利用会員(受けたい人)と協力会員(行いたい人)の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

■第1期の実績

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	小学1～3年	226人日	257人日	186人日	150人日	191人日
	小学4～6年	141人日	192人日	326人日	191人日	98人日
協力会員数		191人	188人	184人	191人	193人
利用会員数		254人	242人	253人	265人	224人
運営組織数		1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量は確保できる見通しです。今後も、利用会員・協力会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		76人日	75人日	73人日	72人日	71人日
確保方策	延べ利用数	76人日	75人日	73人日	72人日	71人日
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園等在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園や幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

認定こども園と幼稚園において、教育時間外や休日等に在園児対象の一時預かりを実施しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者数	12,351人日	10,608人日	8,468人日	7,308人日	14,828人日
利用施設数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	11箇所

【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かりは、利用者の希望どおりの対応を実施しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、本来的には2号認定（保育認定）でありながら、教育希望が強いために幼稚園等を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	7,940人日	7,703人日	7,266人日	7,042人日	6,834人日
利用施設数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	10箇所

②「①」以外（保育所等）での一時預かり

（ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業の未就学児の利用を含む。）

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、認定こども園や保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や保育所、その他の場所において、一時的に預かりや必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、夜間、生活指導や食事の提供等を行う事業</p>
---------	---

【現 状】

一時預かり事業について、市内の保育所等において実施していますが、利用が少なく、全体として計画時の見込みを大きく下回りました。

また、鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり行っているファミリー・サポート・センター事業については、計画時の見込みを上回る利用実績がありました。

なお、一時預かり需要に対するトワイライトステイ事業の利用実績はありませんでした。

■第1期の実績

（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一時預かり事業	90 人日	67 人日	83 人日	115 人日	405 人日
	2 箇所	2 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
子育て援助活動支援事業	98 人日	255 人日	59 人日	214 人日	279 人日
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
トワイライトステイ事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
計	90 人日	67 人日	142 人日	329 人日	684 人日
	2 箇所	2 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

【 量の見込みと確保方策 】

市内の認定こども園や保育所で実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業による提供体制も確保します。

なお、トワイライトステイ事業については、一時預かり事業やその他の事業により利用者ニーズに対応することができるため、確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,010 人日	981 人日	987 人日	952 人日	921 人日
確保方策	1,010 人日	1,010 人日	1,010 人日	1,010 人日	1,040 人日
	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	28 箇所
一時預かり事業	760 人日	760 人日	760 人日	760 人日	790 人日
	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所	27 箇所
子育て援助活動支援事業	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
トワイライトステイ事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【現 状】

本市では、全12小学校区計33児童クラブにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供しています。

■第1期の実績

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(A)	小学1～3年	602人	617人	633人	653人	716人
	小学4～6年	135人	180人	234人	258人	277人
	計	737人	797人	867人	911人	993人
定員数(B)		862人	909人	1,028人	1,211人	1,304人
設置数		21箇所	23箇所	24箇所	29箇所	33箇所
差(B-A)		125人	112人	161人	300人	311人

【量の見込みと確保方策】

放課後児童クラブを利用する小学生の割合は年々増加しており、総人数も増加の見込みとなっているため、今後は小学校区ごとの需要を注視し、増員・増設を検討していきます。

また、児童クラブと平日放課後子ども教室の児童が同じ場で遊ぶ時間を作る、児童クラブと休日子ども教室を合同で実施する等、一体型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(A)	小学1～3年	651人	661人	688人	697人	695人
	小学4～6年	324人	350人	356人	385人	407人
	計	975人	1,011人	1,044人	1,082人	1,102人
定員数(B)		1,306人	1,306人	1,306人	1,306人	1,306人
設置数 (一体型・連携型 クラブ数)		34箇所 (16箇所)	34箇所 (20箇所)	34箇所 (23箇所)	34箇所 (24箇所)	34箇所 (29箇所)
差(B-A)		331人	295人	262人	224人	204人

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育ニーズへの対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園や保育所等で、通常の利用日や利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

認定こども園や保育所等において、保育の開始時刻の前倒しや終了時刻の延長による保育時間の拡大を行っており、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実人数	416人	273人	300人	334人	285人
実施施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

【 量の見込みと確保方策 】

市内のすべての教育・保育施設（公立幼稚園は除く。）において時間外保育への対応が図られる見通しです。ニーズ調査結果や利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定等はないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	405人	393人	381人	369人	357人	
確保方策	利用実人数	405人	393人	381人	369人	357人
	実施施設数	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所	27箇所

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概要

子どもが病気又は病気からの回復期若しくは保育中に体調不良になった場合等において、病院や認定こども園等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：子どもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：子どもが「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
-------	--

【現 状】

子どもが保育中に微熱を出す等、保育所における緊急的な対応や、在園児に対して保健的な対応等を図るものである「体調不良児対応型」の病児保育事業について、平成27年度時点で、保育所1箇所が事業を開始していましたが、平成30年度に保育所1箇所が増え、第1期計画に掲げた2箇所確保する目標を達成しました。

また、平成29年度には、「病児対応型」の病児保育室1箇所が新規に開設し、当初の計画を上回る病児保育のサービス基盤の整備が進みました。その状況に伴い、利用実績も大きく増加しました。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用数(A)	82人日	11人日	300人日	387人日	371人日
実施施設数	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、計画期間においてはこれまでの利用実績を大きく上回る事業量を見込んでいますが、第1期においてサービス提供基盤の整備が進んだことから、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

また、多様なサービスを提供するため、子育て援助活動支援事業の病児・緊急対応強化事業の確立を目指し、事業体制の整備を行うとともに、段階的に事業を試行します。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)		1,124 人日	1,091 人日	1,058 人日	1,023 人日	992 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日
		3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	子育て援助活動支援事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
差 (B-A)		736 人日	769 人日	802 人日	837 人日	868 人日

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品やその他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【 現 状 】

第1期計画で、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、幼児教育・保育の無償化やその他の事業の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営の促進を図ります。

【 現 状 】

第1期計画中、この事業は実施していませんが、教育・保育を取り巻く環境等を踏まえ、民間事業者と連携し、新たな教育・保育施設を整備しました。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、引き続き、教育・保育の充実を図るため、民間事業者と連携し、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等の変化によらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本市では、教育・保育環境の向上を図るため、幼保連携型認定こども園の設置を推進しています。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、引き続き、運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施支援等を行います。

(2) 産前・産後休業と育児休業後の教育・保育等の利用支援

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども相談課窓口や地域子育て支援センター等を通じた、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(3) 外国籍の子ども等への支援・配慮

教育・保育施設等において、親が外国人の子どもや帰国子女等が、円滑に教育・保育等を利用できるように、保護者と教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進により、子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていきます。

また、保護者が子育てについて責任を果たすことを前提としながらも、すべての市民が、子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本市において、関係各課が連携し、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、子ども・子育て支援は、国や県の制度や計画と関わりが深いので、密に連携を図り、事業の有効な導入に努めます。

なお、本市の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、市のホームページや広報紙等を通じて周知を図ります。

(2) 家庭や地域の役割

▶家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

▶地域社会の役割

計画の推進に当たり、地域をあげた子育て支援が必要であることから、市民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、すべての市民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

▶教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、保育所等の教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

2 計画の進捗管理体制

計画期間中は、こども相談課が事務局となり、「鹿嶋市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や関係機関、市民等と連携して、計画の進行を管理していきます。

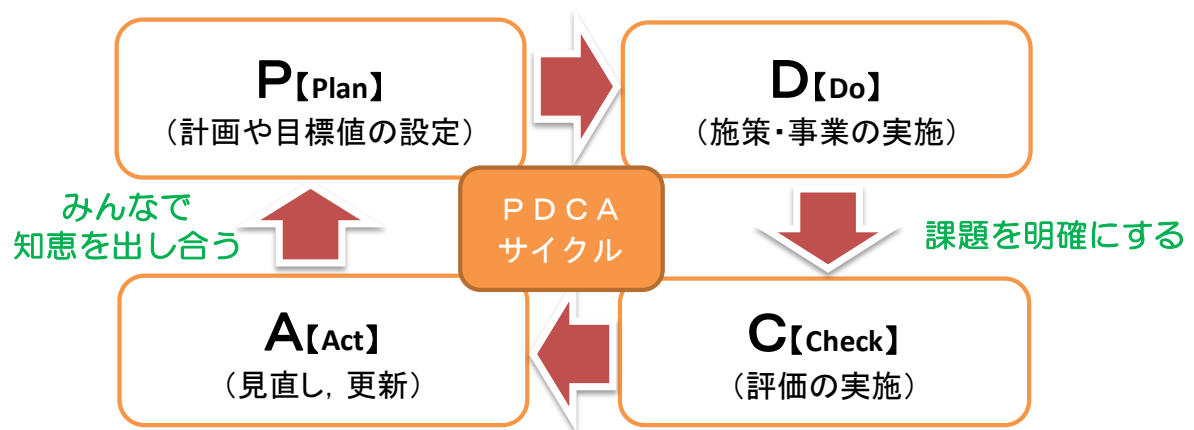
計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績等を用いて実施し、取り組みの改善に努めます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

なお、現在国が策定を進めている“第四次少子化社会対策大綱”では、結婚や子育てしやすい環境となるよう社会全体を見直し、経済基盤の安定や男女の働き方改革、多子世帯等への一層の配慮をはじめとした子育て支援のさらなる充実の方向性が示されています。

このため、国に先駆けて展開している市独自の施策については、国の動向に注視しながら、適宜見直しを検討します。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	会議	議事内容
H30. 6. 29	平成 30 年度 第 1 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（概要）について
H30. 10. 3	平成 30 年度 第 2 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（調査票）について
H30. 12	アンケート調査	配 布 数：2,632 件 有効回答数：1,792 件（回答率：68.1%）
H31. 2. 6	平成 30 年度 第 3 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（中間報告）について
R 1. 5. 24	令和元年度 第 1 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査の集計結果及び策定事務について
R 1. 8. 27	令和元年度 第 2 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係る量の見込み及び素案について
R 1. 10. 7	令和元年度 第 3 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の素案について
R 1. 12. 6 ～12. 27	パブリックコメント	意見提出件数：33 件
R 2. 1. 20	令和元年度 第 4 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の最終案について

2 鹿嶋市子ども子育て会議設置条例

平成25年9月30日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鹿嶋市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）

に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 鹿嶋市子ども・子育て会議委員名簿

任 期 自：平成 30 年 1 月 23 日
至：令和 2 年 1 月 22 日

番号	区 分	氏 名	所 属 等
1	委員長	打越正貴	茨城大学
2	副委員長	中西三千子	私立認定こども園代表 (認定こども園大野めぐみ保育園)
3	委員	日高真弓	私立認定こども園保護者代表
4	委員	小杉理子	私立保育園保護者代表
5	委員	山口智美	公立保育園保護者代表
6	委員	大串愛子	公立幼稚園保護者代表
7	委員	富樫詩織	未就園児保護者代表
8	委員	林 健太郎	日本製鉄株式会社鹿島製鉄所
9	委員	内田みち子	私立保育園代表 (ふたば保育園)
10	委員	内野邦子	NPO 法人ファミリーコンサルタント
11	委員	和田みゆき	NPO 法人ニューライフカシマ21
12	委員	加藤佳枝	どろんこきつず
13	委員	大森久美	鹿嶋市民生委員児童委員協議会
14	委員	平井敬子	鹿嶋市放課後子どもプラン運営委員会
15	委員	大崎千帆	鹿嶋市教育委員会教育委員

4 用語解説

【あ行】

・アプローチ・スタートカリキュラム

幼児期の育ちと学びを小学校教育につなぐことを目的とし、接続期の子どもたちの実態に応じた指導内容を示したものの。

【か行】

・教育センター

子どもたちの健やかな成長に向けて、研修事業や教育相談事業、適応指導教室の設置等、教職員研修や相談機能を1つにまとめ、教職員はもとより、子どもたちと保護者の方々を総合的かつ専門的に支援するために設置されたもの。

・子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度を整備するため、平成24年8月10日に参議院で可決・成立した、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

・子ども・子育て支援制度

認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が行われる制度。

・子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

【さ行】

・里親

児童福祉法に基づき通常の親権を有さずに児童を養育する者のこと。

・次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法。平成27年3月31日までの10年間の時限立法であったが、平成26年度に公布された改正法に基づき、同法の有効期限は令和7年3月31日まで10年間延長された。

・**児童福祉法**

昭和 22 年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。

・**児童養護施設**

保護者のない児童，虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて，これを養護し，あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法 41 条）。

・**社会的養育**

虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを，公的な責任として社会的に養育すること

・**小1の壁**

小学校入学後，それ以前の状況とは異なり，子どもを夜間まで預けることが困難になることにより，ワーキングマザーをはじめとする保護者が働き方の変更を強いられる問題。

・**新・放課後子ども総合プラン**

次代を担う人材を育成し，共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から，厚生労働省と文部科学省の連携のもと，放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めるためのプランが前身（放課後子ども総合プラン）。計画期間を1年前倒しして平成 30 年度末で見直しを図り，平成 30 年 4 月から令和 5 年度末までを新たな期間とする新プランとして策定したもの。

・**子育て世代包括支援センター**

子どもたちの健やかな成長に向けて，母子保健コーディネーター等を配置し，妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うために設置されたもの。本市では，「子育て世代包括支援センター りぼん」が該当施設。

【た行】

・**待機児童**

保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず，入所できずに待機している状態の児童。

・**適応指導教室**

様々な理由で学校や教室に行けない子どもたちのために，学校復帰や社会的自立に向けた，教育相談や学習支援を行う場所。

【な行】**・乳児院**

乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第37条）。

・ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す考え方、概念。または、障がい者などの社会的マイノリティを含めた人たちに大多数の市民と同じ普通の生活や権利が保障されるべきという考え方、概念。

【は行】**・バリアフリー**

高齢者、障がい者をはじめとして、あらゆる者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障壁や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障壁を取り除いた事物および状態のこと。

・バリアフリー新法

平成18年12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための法。また、バリアフリー化のためのソフト施策の充実を図る目的も有する。

【お行 その他】**・ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと、またはそのような概念のこと。

・Iターン

出身地とは別の地方に移り住むこと。特に、都市部から田舎に移り住むことを指すことが多い。

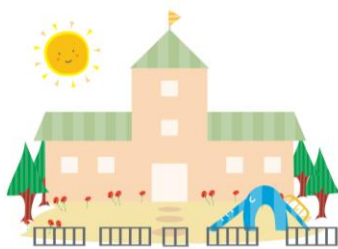
・Uターン

出身地から、進学や仕事の関係などの理由で現在の居住地に移った後、再び出身地に戻って住むこと。

5 鹿嶋市の教育・保育資源マップ

【認定こども園・幼稚園・保育所等】

【公立認定こども園】	
★	平井認定こども園
【私立認定こども園】	
2	認定こども園大野めぐみ保育園
3	認定こども園大野ひかり保育園
4	認定こども園鹿島いずみ園
5	認定こども園港ヶ丘園
6	認定こども園鹿島幼稚園
7	認定こども園こじか
【公立幼稚園】	
8	三笠幼稚園
9	高松幼稚園
10	波野幼稚園
11	はまなす幼稚園
【公立保育園】	
12	宮下保育園
13	佐田保育園
14	大船津保育園
【私立保育所】	
15	鹿嶋さくら園
16	カシマベビーランド
17	月の輪保育園
18	鹿の輪保育園
19	子どもの家野草舎
20	野草舎森の家
21	ひよどり保育園
22	美空野保育園



【私立小規模保育事業所】	
23	ふたば保育園
24	はとの丘保育園
25	そよ風保育園
26	港ヶ丘ベビールーム
27	イズミベビールーム
28	みどりの森保育園
29	カシマベビールーム

【私立家庭的保育事業所】	
★30	イズミベビールーム

【子育て支援施設】	
31	子育て世代包括支援センター(りぼん)
32	地域子育て支援センター
33	つどいの広場「ひよこサロン」
34	つどいの広場「おもちゃの城」

～ 子育てするなら鹿嶋市で！ ～
第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画
【 令和2年度～令和6年度 】

令和2年3月

発行 茨城県 鹿嶋市
編集 鹿嶋市健康福祉部福祉事務所 こども相談課
〒314-8655
茨城県鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL : 0299-82-2911 (代表)

